

平成29年度一般会計補正予算特別委員会会議録

平成29年6月26日（月）

（開 会）10：42

（閉 会）18：44

○委員長

まず初めに、開会がおくれましたことは、おわび申し上げます。すいません。

ただいまから、平成29年度一般会計補正予算特別委員会を開会いたします。

「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

初めに、23日の委員会で決定しておりました審査順序の変更について、お諮りいたします。各款の質疑に入ります前に、総括質疑として23日の委員会で追加要求した資料について、改めて市長の説明を受け、これに関する質疑を行いたいと思います。その質疑が終了したあとに、各款の質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。それでは市長に説明を求めます。

○市長

本特別委員会におきましてお配りしました倫理条例に違反があると指摘のあった行為に関する聞き取り内容（中間報告）に関し、今後の対応を中心にご説明いたします。

中間報告にありますように、特別職及び職員への聞き取り調査を行ったところでございますが、事業者を含め、外部関係者から内容についての確認を行い、それを基に事実関係を客観的に精査し、その上で所定の手続である人事諮問委員会に諮問し、その意見を踏まえ、職員倫理条例の禁止行為等に該当しているかどうか、あるいは倫理行動基準に抵触するかどうか、その判断を行いたいと考えております。したがって、最終報告までには一定の手続、そして時間を要することとなります。7月中旬をめどに調査結果が出せるように努めてまいります。

特別職につきましては、職員倫理条例の適用を受けないこととはなりますが、当該職員が職員倫理条例に違反したと判断する場合は、当該特別職、そしてその任命責任を負う私が、このことをしっかりと受けとめ、対応していきたいと考えております。

旅行参加者については、これまでの措置や前例に基づき、職員の氏名は公表できませんし、外部関係者の氏名も個人情報保護、名誉棄損等の観点から、私どもから公表することは控えさせていただきます。しかし、特別職については、本人の了解を得た上で公表することといたします。旅行参加者のうち、飯塚市特職は、梶原善充副市長でございます。

市内業者との私的な旅行は旧知の中であったとはいえ、不注意な行為であり、私も含め、特別職は改めて襟を正していくことを確認しております。

○副市長

今回の旅行につきましては、副市長就任前からの計画をいたしておりましたものであり、私的な交友関係の中で旅行に行ったものでございますが、そのうちの1人が利害関係者の可能性があるという認識がないまま、結果として、市政の責任を負う立場から軽率な行動となってしまったことを深く反省いたしております。

○市長

この件につきましては、先ほど申しましたとおり、引き続き調査を行い、できるだけ早く議会へ報告させていただきたいと考えております。

このたびの補正予算の中には、当該事業者が入札に参加するようなものはないことを確認いたしておりますので、予算審議をお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は本補正予算の審査の範囲内でお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

23日提出の中間報告及びただいまの片峯市長、梶原副市長の発言、また予算書については、すでに通告をしておりました中から予算書16ページ、小学校費、学校整備費のうち空調設備整備事業費9582万6千円並びに17ページ、中学校費、学校整備費、空調設備整備事業費5547万円に関し、質問をしたいと思います。

最初に、中間報告についてお尋ねをしますけれども、この程度の資料では何もわからないと。執行部が、自分たちが決めたルールに基づいて名前も出さないというのは、市民は納得できないと思うんですよ。

私は、この調査、中間報告というものが、直前に総務部長が資料はないと答弁したのちに出てきたわけですから、答弁したのちにつくられたものであると考えるほかはないわけですね。そうしますと、こうした事案が、このような調査のやり方が成り立つのかと。行政の手続として、こういう調査というのが許されるのかというように思うわけです。

それで、私は、情報開示請求をして、この調査を実施する意思決定の資料を求めました。そうすると、意思決定に関する資料は開示できないという回答が即日が出たんですけども、理由は不存在なんですね。したがって、市はこの問題について、少なくとも、文書による意思決定が求められるのが通常であるにもかかわらず、調査が始まったと言うのであれば、この調査はイレギュラー調査と思うんですよ。不正規の調査になっているんじゃないかと。しかもこの報告で言えば、いつ誰がどこでやったかもわからない。重大案件の調査をしたのに記録がないというわけですから、これは調査される側は、通常考えてみれば、たまったものではないですよ。自分が言ったことが、そのまま誰に伝えられるのかもわからない。調査した側も記録がないんですから、調査対象者が言ったことを正しく、誰に伝えるのかわかりませんが、伝えられたかどうかもわからないでしょう。こういう調査は違法だと思います。それをあなた方は特別委員会に堂々と出してきた。正規の調査のあり方というのは、こういう場合はどうあるべきかについて、まずお尋ねします。

○市長

今回の調査につきましては、6月議会におきまして、議員のほうから倫理条例に違反があるような行為があったんじゃないか。それについてどうかということのやりとりの中で、私どもとしまして、このことについてはきちんと調査をいたしますというようにその場でお約束をまずいたしました。それに基づきまして、私のほうから総務部長のほうに関係者が内部と、それからいわゆる外部の方もいらっしゃるんで、それぞれについて、いつ、何時に、どこで、対象者は誰で、聞き取りした内容を個別に整理をし、それぞれを。そして、それを全体照合することで、もし述べられた内容が合致しないような内容が出てくれば、またそれを再確認し、客観的事実として整理をするようにというように指示をしたものでございます。指示は口頭でございます。

○川上委員

私が聞いたのは、通常こういう事案が生じた場合、調査はどうあるべきなのかと。市はどのようなルールで調査するようになっておるのかをお尋ねしたんです。そういう意味では市長が途中までわかりませんが、答弁された方法は本来あるべき姿に合致しているのかどうかも、あとでお尋ねしますけれども、とりあえず先ほどの質問に答えていただきたいと思います。

○人事課長

通常、このような場合の取り扱いにつきましては、人事課のほうが所管をしております。

事務分掌として所管しておりますので、人事課のほうで必要な調査を行います。今回の場合は、聞き取りを行いまして、この中間報告の報告書の内容の中に取りまとめたものでございます。

○川上委員

それでどうするんですか。それからどうなるんですか。

○人事課長

今後調査を進めまして、その内容につきまして、市長が諮問委員会に内容を諮問いたしまして、その答申を受けて、市長が最終的な判断をするような流れとなっております。

○川上委員

ここに出ているAの方は今みずから明らかになりましたけれども、ほかにないのかという気もするんですよ、特別職。1人だけなのかと。なぜ1人だけなのかという気もするわけです。それは後で言います。それで、市職員BとCとおられるんですけども、これは全員、市長部局ですか。市長の指示で総務部長が指示を受けて、人事課長が調査をした。これは、市長部局の職員ということになりますけれども、そうですか。

○総務部長

その部分については、部署が特定されますので控えさせていただきたいと思います。

○川上委員

部署特定していいじゃないですか。今、予算を審査していて、それらの行為によって、予算編成ないし予算計上がゆがめられたのではないかということを知るわけですから。

だから、私の質問はね、このBとCは、職員ね、BとCは市長部局の職員かと聞いておるんですよ。教育委員会や企業局の職員であった場合、市長が総務部長に指示をし、総務部長が人事課長に指示していく流れの中で、調査していいのかということになるわけです。重ねてお尋ねします。このBとCは市長部局の職員ですか。

○総務部長

先ほども申しましたとおり、これについては特定されるおそれがありますので、控えさせていただきます。

○川上委員

まず私はね、特定されて何の不都合もないということ、市長が言わなければならんことだろうと思うんですよ。それを理由に、もし企業局の職員や教育委員会の職員に、今の調査仕切り、市長の調査仕切りが行われたということであれば、これは不規則だと思いませんか。

○市長

例えばこれが、すいません、例えばというか、企業局の職員、そしてまたは教育委員会の職員であって、その職員だけの問題でございましたら、それぞれの部局で調査をさせて、その報告を受けて、人事諮問委員会というのが通例であろうと思いますが、ここ聞き取り内容の中に書いていますとおり、そうでない者も一緒に旅行に行って、関係していますので、その総合的な事実確認については、それぞれの部局のみではすることが難しかろうということに、このようなケースの場合なりますので、それぞれの部、局、言うなら、企業局の管理者もしくは教育長に私のほうから話をしまして、総合的に、市として、もちろんその特別職も関与しながら、総合的に事実確認をすることについて理解をいただき、調査、そして事実確認をしていく流れになるというように、私は判断をしています。

○川上委員

事実だけ聞きましょうね。そうすると、片峯市長は、その企業管理者に、あなたの任命した職員を、私の指示で調査するけれどもよいのかということをお尋ねになったんですね。

○市長

もし、今仮定の中でお尋ねになったと思いますので、仮定についてお答えするのはどうかとは思いますが、もしそうであれば、そのように対応することになります。

○川上委員

まっすぐ答弁してください。私は何と聞きました。片峯市長は、今度の調査にあたり、企業管理者に、あなたの任命した職員を私が調査するけどもよいかと、聞いたのかと聞いたんです。

○市長

企業局長なのか、相手が教育長なのかわかりませんが、当然、担当のその部局の責任者には、そのように確認をいたしました。

○川上委員

私は明確に企業管理者と言ったでしょう。企業管理者にあなたが聞いたのかどうかを尋ねているんです。教育長とか名前出していないでしょう。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:01

再 開 11:03

委員会を再開いたします。

○総務部長

今回の件につきましては、この市の職員がということで、該当するかの可能性があるということでございましたので、市長のほうからそういう調査についての指示を受けたところでございます。また、その内容について、任命権者でございますところ、教育長あるいは企業管理者のほうにつきましては、そちらについて、そういう調査をさせていただくということでのお話はさせていただいたところでございます。

○川上委員

じゃあ、市長が調査をするにあたり、総務部長が企業管理者に了解を得たという答弁を確認しますよ。違うの。じゃあ答弁して。

○総務部長

市長からそういう指示を受けまして、企業管理者あるいは教育長のほうに、そのような調査をしますということをお話をさせていただいたところでございます。

○川上委員

そうすると、企業管理者に対しては通知をしたという言い方でしょう。お話をしたということなんでしょう。了解を求めているんですね。

○委員長

それを了解として言ったかということでしょう、要は。

○総務部長

もちろん了解を求めて、了解もしていただいております、どちらも。

○川上委員

この企業管理者は、副市長から一緒に行こうと誘われなかったんでしょうかね。誘われていたとすればね、もう嫌だとか言う立場にないでしょう。イエスというしかない。どうぞと。

でもね、わかったでしょう。今もっともな話をされているんだけど、全部ルール違反。なぜこういうルール違反の調査をやるのかと。私は皆さんが労働組合員だったらね、ちょっと待ってくださいよと、市の調査は厳正に、ルールどおりやってくださいと、どこで意

思決定したんですかというふうに言いたいですよ。言いたいと思うんですよ。答弁があります。どうぞ。

○市長

私は、ルール違反ではないと思っています。中間報告の時点で、聞き取り対象者として上げた職員について、きっこうだろうというような推察の中で、今やりとりをしている観点からすると、ある一定、川上委員がおっしゃっていることが正しいかもしれませんが、当初、倫理条例に違反があるような行為があったのではないかと言われましたのは、どこどこにそれが所在しているとかいうようなこともない、広い中での話でございますので、当然市長として総合的な責任がありますから、それぞれの部局を視野に入れて、調査をすることのほうがむしろ正しいあり方だというように認識しております。

○川上委員

それはね、片峯市長がやっぱり行政のルールをまだ知らないから、そういうことを平気で言うんですよ。知らないの。あるいはね、慌てたわけですよ。一般質問で指摘されて、調査中ですよと言ってしまったんですもん。調査、本当に始まっていたんですか。大体、調査しているのにね、記録がないというのはどういうことですか。つまり、この調査はなれ合い調査ですよ。結論は、予算審査には問題がない。そういうことから、始まっているんじゃないんですか。一般質問では、予算審査にかかわるでしょという指摘を受けているじゃないですか、あなた方は。だから予算審査をかくぐるためというかな、最初からなれ合いで、このくらいの調査にしようということじゃないんですか。本気の調査はない。倫理条例の基準とかにどうかとか、さっき抵触するとか、該当すると言ったけど、本気の調査は始まってない。人事課の職員が、世間的に言えば上司ですよ、上司をどうやって調査するんですか。記録もない。記録もとらないことを約束したんですか、調査で。自分が今からしゃべることは、部下ですよ。記録を取らないんだったら、しゃべるよという、そういう約束のもとでの調査ですか。お尋ねします。

○総務部長

この件につきましては、具体的事案、内容、そういったものがどうなのかということ、まず確認する必要があります。そうしたことから、まずは当該本人に内容を確認し、そして関係者にまた内容を確認し、それを精査した中で最終的にそれを調査としてまとめる。また、そのことをもって、また次のステップでございます市長、最初に申されましたけれども、人事諮問委員会のほうに、そういった内容を付議いたしまして、その結果としてどうであったかということを出すような、そのようなことで考えておりますので、今からももちろん調査をやりませうけれども、そういった趣旨での今までの調査であったというふうにご理解いただきたいと思います。

○川上委員

いろいろしゃべるけど、聞いたことには答えない。何を質問するかというメモがあるはずでしょう。あなた方が集団で検討したはずの。何を聞いたんですか。そして、相手には、さっき言ったでしょう。答えてもらうけれども、それは記録にはとりませんと。宙から宙ですよ。だから答えてくださいというふうに言ったんですか。その了承のもとでの調査なんですか。そういう約束をしての調査かと聞いておるわけです、さっきから。

○人事課長

そのような内容を条件として聞き取りをしてはおりません。

○川上委員

そうしたら大変なことですよ。名誉棄損ということで、当事者が訴えることができるじゃないですか。あなた方は、何と聞いたかの記録もない。何と答えたかの記録もない。結

論だけが先に出てきている。そういう仕事の仕方を、市はしないでしょう。なぜそんなにうろたえたのか。何でそんなに不規則なことをやったのかということが、このA4、1枚の中から私は読み取るわけですね。

それで、予算書の中に関わることを聞きますけれども、先ほど言いました、16ページ、17ページの件ですが、通告では、事業計画入札、完了検査としております。それで、事業計画なんですけれども、小学校と中学校で違うのかもしれませんけれども、事業計画、どのように考えているのか、概要をお尋ねし、これらに今回の事案がかかわっていないかどうかについて、お尋ねしていきます。まず、事業計画についてお尋ねします。

○教育総務課長

まず、事業計画でございまして、空調の整備計画については、小学校費、中学校費で分かれて計上しておりますけれども、中身については、同時につけていく考え方のもとに計画を立てております。その中で、まず平成29年度から34年度までの計画としておりまして、今回の設計、29年度につきましては、その分の来年度に工事いたします設計費等を計上させていただいております。

中学校費、中学校、小学校にかかわりまして計上しておるわけでございますけれども、基本的な考え方としましては、今まで学校の温度を測ってきております。3年間ですね。その温度の高さ、それを基本として、まず基本的な考え方で、基本に持っております。そしてまた、その中で、どこからつけていくかということで、基準を定めておりますけれども、そのことにつきましては、まず、中学校を優先してつけていこうと。それから、教室については、普通教室、特別支援学級、それから特別教室におきましては、音楽室をつけていこうというような計画の概略でございます。なお、今、先ほどに2点目にご質問がありましたけれども、その辺については、この計画において何ら一切そういうことで、関知しているものではございません。

○川上委員

いただいた提出資料の41ページから、資料は読ませていただいております。それで、通告しておりました、入札はどのようなスケジュールで、どのように行うか、お尋ねをします。

○教育総務課長

まず、今年度につきましては、予算が承認いただければ、まず、設計のほうに移っていきます。設計については、7月の下旬に入札等になるのではないかと考えております。そして、11月分末ごろに設計が終了するものと、今のところ考えております。

○川上委員

完了検査はどういうふうにしますか、普通。

○教育総務課長

完了検査におきまして、それは工事のほうということでよろしいですか。工事の完了検査につきましては、まず実施会社のほうが、自己点検と申しますか、そういった形でいたします。それから、続きまして、設計会社、工事の監督と申しますか、そちらのほうが検査をいたしまして、続きまして、市のほうで、検査を行いまして、そこで完了検査が終わるといったことになろうかと思っております。

○川上委員

そうしますとね、教育委員会が考えている事業全体の一部が今回予算計上されて、入札、発注、契約となっていくということですね。この額は、1億5129万円ですね、計上予算は。事業全体にかかる総事業費というか、それは幾らぐらいを考えているんですか。

○教育総務課長

これは概算でございますけれども、約15億円を超える金額になるのではないかというふうに考えております。

○川上委員

そうすると、概算15億円の小中学校のエアコン設置の事業の最初の第一歩が今回上程されたら、1割程度。ということですね。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、あと13億5000万円くらいの仕事が、仕事というか、事業発注があるということですね。そうするとね、今回、事業名をいろいろ言われて、資料にも、エアコンの方式について、45ページの表だとか、書いてありますが、採用するエアコンの方式、空調の方式は何ですか。

○教育総務課長

方式については、設計の中で検討していくことにしております。ただし、小中一貫校につきましても、一貫校建設におきまして、設計を行っております、電気方式でいくということに決定をしております。

○川上委員

小中一貫校については電気式。その他は。

○教育総務課長

今回設計を行っていきますので、その中で、いろいろ方式がございますので、どの方がいいかということで、検討していくということでございます。

○川上委員

そうすると、それは設計委託料、小学校のほうで654万1千円出ています。中学校で、1577万6千円出ていますよね。これは別々の業者になるんですか。同じ業者になるんですか。わからない。

○教育総務課長

現状におきましては、それぞれ学校ごとに、設計をしていくのがよいのではないかとこのふうには考えております。

○川上委員

そうすると、先ほど言った13億5千万円分はどこになるか、もちろん決まってないんですよ。どこやない、電気かガスかとかいうのは。今回の場合は、1億5千万円のうち、決まってないのは、お金的にいうと、どれぐらいだと思います。ガスか電気か決まってないのは。

○教育総務課長

恐れ入ります。その内容については、現状では把握しておりません。

○川上委員

引き算すればいいでしょう。それで、今回の電気と決めた分についてお尋ねしますけれども、なぜ電気と決めたんですか。

○教育総務課長

そのときに決めたということの概要でございますけれども、まず、メンテナンス性ということで、ガス方式に比べれば、そういった分がメンテナンスがかからないだろうとか、また、環境の面、それからイニシャルコスト、そういったものを検討した中で、そういう形になっているということでございます。

○川上委員

それは、設計過程で決めたわけではないでしょ。皆さん方が教育委員会内部で、委託設計とかしていないんだから、自分たちで決めました、電気だということ。ところが、今後は委託設計の中で決めていきますと。どうしてこれわかれるんですかね。

○教育総務課長

今回の計画におきましては、二十数校の学校に設置するということになります。その中で継続的に実施していく事業で大きな予算も伴います。その中で現状の機器というのもどういったものが、どれがいいのかどうかというのも今度の設置の中でしっかり検討した中で設置していくほうがよいという考え方のもとで、そういった中で検討していくということで考えておるといことでございます。

○川上委員

私が聞いたのはそういうことではないでしょう。電気は設計とは関係なしに電気で行くということを決めました。ところが残る部分については、今後どうやって決めるかという、教育委員会内部で決めるんじゃないかと、設計の中で決めていくとおっしゃったでしょう。この区別は何によってしているんですかということを知っているわけです。

○教育部長

資料の44ページをごらんいただきたいと思いますが、その3番の設置に当たっての基本方針の(4)の空調方式のところが一番下のところに示しております。読み上げます。小中一貫校については、すでに電気を熱源として基本設計済みでございます。そのために、こちらのほうはもうすでに電気で空調を入れる予定としておりますが、あとの残りのところはまだ基本設計ができておりませんので、そこは今から考えるというふうな答弁を教育総務課長が行った次第でございます。

○川上委員

私は、電気、ガスと問うなら小中一貫であろうと、今おっしゃったけど、市に有利なほうを、子どもにとって有利なほうを選ぶべきで、前から決めていましたから、電気ですというのは、ちょっとうなずけないですね。到底、教育委員会の判断と思いがたい。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:27

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

○建築課長

小中一貫校のほうに関しましては、基本設計と設計時におきまして、教育委員会内部と検討した結果、電気、ガス等の比較をした中で、電気のほうが望ましいということで、その時点、一貫校につきましては、電気ということで基本設計の中では決定しております。

その後の、今後今から整備するものにつきましては、再度比較をした上で、最終的にはまた委員会内部と協議をした上で、整備をしていくような形での今回設計の上げ方とさせていただきます。

なぜ、電気が望ましいというところの判断ですが、その時点の基本設計の折に関しまして、イニシャルコストがまず電気のほうが比較的ガスよりも安いということ、あとはメンテナンスの点、環境的な部分等を考慮いたしまして、その時点では、電気方式ということで、基本計画を策定しております。

○川上委員

そうしますと、15億円ぐらい全体事業がかかるうち、電気を1億円ぐらいとしましょう。すでに1億円ぐらいは、小中一貫校190億円ぐらいかけて事業をしていくんだけど、

このときにすでに電気と決めておったと、穴もあけてないのに。あと14億円分ぐらい、電気でいくのかガスでいくのかというのは、今後の課題なんですよね。そういうことですか。

○教育部長

まだ、そちらのほうの今後、設置する空調につきましては、ガスにするか、電気にするか、明確に決まっておられません。今後の設計の中で検討することとなりますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、ご容赦ください。

○川上委員

ですから、14億円分は決まってないんですよ、電気かガスか。それは今度の設計の中で決めるというブラックボックスの中に入ってしまいかねない。そういう局面に今我々はいらるわけですよ。そうした中で、実はですね、ガスのメンテナンスがどうのとか言われるんですけど、あなた方は、あまり気にしてないじゃないですか、そういうことについては。予算書の穂波支所、10ページの一般管理費、庁舎管理費、維持補修費の内訳について、通告してますね。ここではあまりそういうことを心配してないじゃないかなというふうに思うんですよ、市は。それで、通告した内容なので、答弁ができると思いますから、この辺の維持補修費の内訳、事情等について答弁を求めます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:33

再 開 11:33

委員会を再開いたします。

○川上委員

質問をし直しますね、それは後ほどということで。

今回についても、今後の問題についてもガス方式を提案、推薦するという動きがあったらと思うんですけど、それはどのような形であったか、お尋ねします。

○教育部長

小中学校の空調機につきましては、まだ今後、基本設計を行うという状況の設置の計画書を出しておりますので、何らそういった電気、ガスの推薦などというものはあっておりません。

○川上委員

あなた方がガス方式か電気方式かと検討するときに、ガスであればどういった方式があるのか、どこが有利なのか、勉強しているでしょう。そのときに相手がこういうのが提案できます、推薦できますというのを言っているでしょう。それをお尋ねしているんですよ。

○教育部長

今こちらの資料の45ページのほうに載せております、ガスや電気のエアコンの一般的な特徴を示しておりますのは、何らかの業者からの提案が載せているものではなく、一般的に言われていることをこちらのほうに資料として示しておりますので、何らそのような提案はございません。

○川上委員

では調査不足だと思いますね。電気にしろ、ガスにしろ、どういったものが有利なのかというのを提案も受けるし推薦も受けるというのは、当然されておってしかるべきじゃないかと思うんですよ。教育長どう思いますか。

○教育長

何を心配されてあるかという部分が理解できていないところもありますが、そういった

業者からの提案というのは全くまだ受けていない。ここに書いてあるとおりのことです。ですから、ちょっと質問されている意味が、少々理解しかねるところがあるので、答弁のしようが今のところないんですよ。

○川上委員

この15億円の事業発注は、教育長がハンコを押さなければできないんですよ。片峯市長は、教育長時代に260億円分の事業発注に同意しているんですよ。もちろん発注者は前市長ですよ。だから教育長が、今何の質問があっているかわからないというようなことでは、市民の税金はどう使われるかわからない。

○教育長

私が理解しかねるといったのは、業者が云々ということが理解しかねるということでお答えしたんですよ。

○川上委員

ですから、電気かガスかということを実際に考えるならば、専門家を呼んで、提案を受けて、勉強をしなければこういったことができんだろうということを行っているわけですよ。それをしていないというわけでしょう。だから私は信じられないと言っているわけです。

○委員長

それはもうその辺で、指摘で。(川上委員の「答弁を求めていますけど、答弁しますか。」と呼ぶ声あり。)

○教育部長

今後の空調機は、資料の44ページから45ページのところに示しておりますけれども、今後、基本設計の中でガスの供給、ライフラインのことだとか、受電設備の容量、また校舎の配置などを今から調査いたしまして、今後検討するものでございますので、具体的な提案などは全くあっておりません。

○川上委員

教育長ね、市長もそうだけれど、こういうことを市がきちんと責任を持って調査研究をして、市にとって、教育にとって何が有利かということを確認にしていなければ、何によって判断するんですか。そういうニュートラルな状態というかな、ブレーキも踏んでいない、ギアはニュートラルと、車はどこに行くかわからないじゃないですか。そのときにゆがんだ政治の力が働いたら、大変なことになると。教育委員会関係で言えば既に鎮西中学校の1工区から5校区までああいうとんでもないことを引き起こしているじゃないですか。あなた方が、やるべき仕事をきちんとしてないと、ゆがんだ政治が入ってくる。あるいは自分たちの中から、私に言わせれば新種の官製談合みたいなのが生まれてくれる危険があるわけです。

それで、梶原副市長、私がかつて3月議会だったと思います。本会議で水道関係の質問のときに先だっただけのかけマージャン事件のメンバーの中に浄水業者が入っていないかと――

○委員長

川上委員、ちょっと引き戻してもらっていいですか。

○川上委員

と聞いたときに、いいえ浄水業者ではありませんでしたと、調査したというようなことでしょうけど。そのときに、空調業者と言われました。これは空調業者でしたと言われました。それで、今回の旅行の中にこの空調業者が、それから先ほど言っているガス業者を誘ったことはないか。あるいは一緒に行ってはいないか。お尋ねします。

○副市長

先ほども私も職員も申しあげましたが、副市長就任前から計画していましたし、そういう事業者は調査しましたけれど、接触したこともございませんし、一緒に旅行に行ったこともございません。

○川上委員

本市でガス業を営む方が、市の調査でいう代表取締役じゃないんですか。違いますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:40

再 開 11:40

委員会を再開いたします。

○総務部長

先ほどから申し上げておりますけど、この事業者名とかそういったものについては、現在調査中でございますので、控えさせていただきます。

○川上委員

会社の名前とか聞いてないんですよ。かけマージャンに關与した空調業者を梶原副市長は確認しているんだから。そして、本会議での答弁ですよ、先ほどから、今後14億円の、だんだんわかってきましたか。エアコンを電気でいくのか、ガスでいくのかを決める。教育委員会は勉強をまだしていません。ゆがんだ政治の力が働いたらひとたまりもないよと。過去にも例があると言ひよるわけですよ、鎮西中学校で。そうした中で、これだけのメンバーが、承知の上で就任前から決めていた。凶らずも副市長になった。やめるのが普通じゃないですか。何しに行くんですか。この中に、こうした大きな問題の中のときに、行ったメンバーの中に、あるいは誘われたメンバーの中に、この空調業者、調べているから梶原副市長は知っているでしょう。この空調業者がいなかったのか、誘ったり、一緒にいった中に。また本市で業を営むガス会社の代表取締役ではないのかということ聞いているわけですよ。別に会社の名前を聞いてないでしょう。言ってもいいんですよ。別に関係ないでしょう。答弁してください。

○副市長

先ほど答弁いたしましたように、マージャン關連のときの事業者の方は接触をしたこともないし、旅行に行ったこともありません。これ先ほど答弁したとおりです。今回行きました事業者につきましては、先ほど総務部長が言いますように、指名も含めて、外部関係者につきましては、個人情報、それから名誉棄損等の観点から私どもから公表することは、差し控えさせていただきますと考えております。

○川上委員

ガス事業者ではないのかということ聞いているんです。個人名だとか、会社名までは今は要求してないでしょう。利害關係が直接あるじゃないですか。金額もわかったでしょう、14億円ですよ、少なくとも。特殊な關係が結ばれていれば、市政がゆがめられるおそれが十分にある。片峯市長は先ほど言いましたけど、小中一貫事業の中の260億円の発注に同意し、小中一貫でも190億円ぐらいやっているわけですよ。その最後の教育長時代の最も大きかったものが鎮西の入札ですよ。次々に100%が生じてきた。新種の官製談合と私が呼んだ。その一方で、この15億円の小中学校の空調整備の事業に携わったのも片峯市長ですよ。そうなるでしょう。教育長は4月からなったんだら。だから、片峯市長は当事者なんです。この当事者が、梶原副市長を任命しているわけです。任命責任と認められた。だから、生半可なことではなくて、私は片峯市長はここで政治宣言をかけるぐらいの覚悟で、この問題に臨まないといけない。そのためには、まず自分が、中途半端

なことになっている前市長、副市長、第4の人物とのかけマージャン事件。このことを、いやもう未来を向いていきたいと思いますとか言っている間では、このような問題に立ち向かうことはできないと思うんですよ。かけマージャン事件、その他もあるけれども、明確にしながら、今回の調査を誠実に、市民に透明性のある形でルールに基づいてやっていただきたいと思います。答弁を求めます。

○市長

さまさまの角度から、ご心配、そして疑義がおありのことも十分、今理解できました。そのような観点から、市民の皆さんに不信感を、また不安を抱かせるようなことにならないよう、今回の調査、そして今ご指摘の空調関係の整備工事に対しましても、公明正大にしっかりやっていきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

この中間報告に対して、今予算との関係についての質疑ですので、そこにとどめますが、まず他の部長、次長級以上の管理職にはこのような例は全くなかったんですね、確認します。

○総務部長

ございませんでした。

○上野委員

それでは、聞き取り対象になられている、職員のBさんの部長職の方、もうどこのとかいうのはお聞きしませんけども、今補正予算に関係ある部署の方ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:48

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○総務部長

午前中の上野委員さんの質問でございますけども、予算の関係の中での今回の該当の職員はおりません。

○上野委員

飯塚市の職員Cの再任職員さんは去年退職した部長職の方とかいうわけではありませんよね。

○総務部長

それも該当いたしません。

○上野委員

この提出された資料なんですけれども、聞き取りは、これまでお三方だけということで間違いないでしょうか。

○人事課長

間違いございません。

○上野委員

細かいことですが、一言一句というか、この内容については、もう正確に報告を受けていると認識しておいてよろしいですね。

○人事課長

そのように受け取っていただいて結構です。

○上野委員

とするとですね、このその他の3番と4番というのは、ちょっと矛盾をすることになるんですよ。お三人の方にお聞きしておいて、3番の登載されている事業者という認識はなかったということですけど、4番の旅行参加者は全部で6人、全員は私的な友人関係ということは、このお三方は、この聞き取りされていない三方、私生活のことまで十分に御承知だったということになるんですよ。ここは確認しておきますね。もうこれが正確だということですので。

次の質問に行きますけれども、業者に関しては、今補正予算案の入札に参加するような資格はないというのは、市長から明確にご説明がありましたので、そこはご信用しておりますけれども、今後の仕事に直結する営業活動の可能性も大いにあるのではないかと、疑義を持たれるわけですよ。もちろん私たちも、市民の皆さまもそう思うでしょう。そのようなことに関する予算計上は、これについては全くありませんかね。

○総務部長

これ、最初に申しましたとおり、この事業者がこの予算計上の中で特別に何か、そのようなことは一切ございません。

○上野委員

市長に確認していいでしょうか。

○市長

私もそのようなことがないというように報告を受けております。

○上野委員

わかりました。市長はまずは市民の信頼を回復させるとおっしゃっておられて、さきの一般質問での答弁でも公平で公正、透明性の高い市政運営をしていきたいというふうな決意を伺いました。疑わしい点はむしろ積極的にみずからの手で解消をされなければならないと思いますが、この土曜、日曜、24日、25日にはどのような調査をされたのか、お伺いいたします。

○市長

今質問委員、おっしゃっているとおりのもりで臨んでおります。この24、25日といたしますか、この中間報告をした後、再度、ご指摘をいただきました案件も含めまして、今後、聞き取り対象者となりましたこの3名以外の3名の方についても鋭意聞き取りをまず行うことが1つ、それから今皆さん方が懸念されておりますような予算もしくは事業執行について、そういうことがなかったかどうかということの確認作業に入るように指示をしたところでございます。

○委員長

どういう調査をしたか。

○総務部長

あと残り、聞き取りの部分でございますけれども、当然、職員以外の方もございます。こうした方に対する聞き取りをするための事前に連絡、いつお会いしていただくようなことの連絡等をさせていただいております。それから、入札参加者に関しての、この事業者にかかわる情報、こういったものの過去からの情報について、今調査をしているところでございます。

○上野委員

連絡をされたということですが、それぞれいつ聞き取り調査になったのか、教えていただけますか。

○総務部長

これは外の方でございますので、日程については控えさせていただきますけども、近日常ということで連絡を取らせていただいております。

○上野委員

そこは言えないならいいですよ。もうこの調査の件だけで、初日の予算委員会が散会しているわけですよ。私どももいいかげんな審議はできないわけですから、あとから何か出てきたとかいうことになったら大変なことなので。やましいことがないのであれば、早急に調査をすべきだと思いますが、市長いかがですか。

○副市長

いま総務部長が言いました、聞き取りをまだしていない3名の方のうち、2名は28日に行います。1名については、まだ今、先方と日時について折衝中でございますので、よろしく願いいたします。

○上野委員

連絡を取っていただけたということで、連絡がついてよかったと思います。予算委員会には、日数に限りがあるんですよ。継続審査もできますけど。市民の生活に直結する予算ですから、それを言い方は悪いですけど、人質に取ったような形で日時だけ過ぎていけばいいと。執行権で押し切れればどうにでもなると、このような考えをまさかお持ちじゃないんですか、答弁をお願いします。

○副市長

そういうことはございません。できるだけ早く、予算審議に入っていただきたいということで、我々も、そういうことを正副委員長にもお願いをしていますし、今回、きょうはこういうことになっておりますけど、これも正副委員長と打ち合わせしながら、早く予算審議の入っていただけるようにお願いしますということでしておりますので、なにも先延ばしてですね、我々のほうで決めていくというようなことは考えておりませんので、ご理解ください。

○上野委員

わかりました。私たちも本当に同じ思いなんです。今お二人の方はもう連絡が取れたということですので、せめてその残りの3人の方、名前を公表していかどうか、皆さん方からは自発的には公表できないんですから、公表していかどうかだけでも確認していただけないか。少々時間をとって、10分程度でできると思いますよ。委員長において、お取り計らいをお願いします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:09

再 開 13:11

委員会を再開いたします。

○総務部長

この点につきましては、当初から申しておりますけども、現在調査中でございます。違反の疑いの可能性があるということでの調査を今している最中でございます。まだ何も決まっている状況でもございませんので、そういったことから、相手方ということについても名称等については控えさせていただきますので、その辺でご了承いただきたいと思います。

○上野委員

お互いに早く審議に入りたいんで、できればやってほしかったんですけど、そういうご答弁ならいたし方ないから、もう僕らも予想で聞くしかなくなってくるんですよ。そこ

はご理解いただきたいと思いますよ。この業者の方なんですが、総務部長はもうご相手は御承知なんで、以前から御承知の方ですか。

○総務部長

以前からというのがよくわかりませんが、この事業者がおることは知っております。事業者がおることはですね。

○委員長

その個人に面識があるかどうか。(発言する者あり) 面識があるかどうか。

○総務部長

私は、面識のある方でございます。

○上野委員

それでは予測で聞くしかないのでお聞きしますが、予算書で言うと、16、17ページ、学校の空調費に関する事なんですけども、先ほど川上委員もご質問をされました設計予算の金額が上がってきているんですが、建設関係の部署にお伺いしますが、こういう予算を積算する際の手順はどうなります。

○教育総務課長

その手順といたしましては、事業概要を固めまして、建築課のほうに依頼して、どれくらいかかるかを積算してもらうようになっております。

○委員長

その中身を。

○建築課長

依頼課のほうより、設置の箇所数等で、それを受け入れまして、こちらのほうでそれに見合う器具等の概算の金額を算出をしております。

○上野委員

もちろん仕様書なんかからの積み上げが必要でしょう。民間の力を借りませんか、そこで。

○建築課長

今回のものにつきましては、機械器具のほうにつきまして、1つモデル校を選定しまして、そこにメーカーのほうから1つつけた場合、例えばどういったものになるかということでの概算の想定はしております。

○上野委員

この空調方式の中で、資料の44ページから「電源については電気、都市ガス等ライフラインの状況、受電設備の容量、校舎の配置を調査して」というふうにあるんですけども、今言われた民間からの力をお借りして、その積算を積み上げるわけじゃないですか。その中に、この当該業者の方、一緒に旅行に行かれたとされている方の関与はありませんね。

○建築課長

すみません。議員、質問の意味はちょっと私はよく把握できておりませんが、今回、事業費の金額を算出する上におきまして、エアコンの機械器具の見積もりをメーカーの方に見積もり協力を、一度していただきました。それ以外のものに関しましては建築課の方で事業費のほうを算出しております。

○上野委員

はい、じゃあ確認しますね。先ほど私お聞きしたんですが、この44ページ、45ページを見ると、電源はもう電気か都市ガス、LPガスに限定されてあると読めますが、それは間違いないですか。

○建築課長

今のところそのものについて、これ一般的なものとしての特徴として、今挙げてあるものだと思いますが、大きくガス方式とか電気とかいう形、あとは氷蓄熱というもので今、上がっておりますが、このものにつきましては、現在、今から用途施設、学校用途ということの中でこういったところが、その中で使用していくのに適しているかというところを電気、ガス含めて、設計の中で協議していくような形になっております。

○上野委員

もちろんそうだと思います。じゃあ、これは予算特別委員会の質疑なので、この予算に上がってくる平成29年度に係る学校に6校かな。6校ですよ。6校の中で電気で対応できる学校、都市ガスで対応できる学校、LPガスで対応できる学校、それぞれ何校ありますか。

○委員長

すぐ出ますか。(発言するものあり)

○教育部長

午前中も答弁をさせていただきましたけれども、一貫校に関しましては、電気ということは、今決定していますが、それ以外のところは今から設計を行う段階でございますので、何を熱源とするかは決まっております。

○上野委員

可能性の問題、聞いているんですよ。6校の中で3校は一貫校なんで、電気というふうにもう確定されているんですよ。そのほかに、飯塚第一中学校、穂波西中学校、二瀬中学校、これは電気はもちろん可能ですよね。都市ガスとLPガスの対応は可能でしょうか。

○建築課長

ガスの、例えば都市ガスであれば、ガスの供給エリアというのが、おそらく飯塚第一中学校が供給エリアなろうかと思います。その他の学校につきましては、仮の設定ですが、ガスであれば、LPガスに、これはLPガスでいけば、飯塚第一中学校も含めて3校になろうかと思います。

○上野委員

ありがとうございます。では、LPガスと都市ガス、それぞれ入札参加できる業者数は市内にいくつずつありますか。

○契約課長

確認しないと、すぐにお答えできかねます。すみません。

○委員長

上野委員、個別の款に関するものは、その際に、質疑をしてください。全体に――。暫時休憩いたします。

休 憩 13:21

再 開 13:21

委員会を再開いたします。

○上野委員

もう質問は終わろうかと思っていたんですけど、答えが出てくるまで、質問を続けておきましょうかね。

問題だと思うのは、その中に、この一緒に旅行に行かれている業者の名前があるのであれば、明らかに営業の可能性も含まれてくるので、今この場でお聞きしているんですよ。数の問題もありますけどね、これが100社も200社もあって、どんな対応も可能だということであれば、そういう問題も払拭されると思うんですけど、今お答えが、契約課のほ

うできないのであれば、こういう業者には全く該当しませんというふうにそうであれば答えていただけませんか、総務部長。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:22

再 開 13:23

委員会を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

○江口委員

先ほど来、この調査報告に載っているように、聞き取りに関しては3名しかなされていないというお話でございました。ただ、私の記憶では、19日の上野議員の一般質問の中では倫理条例違反の案件があるのではないだろうか、ですので調査をしていただきたいというところで、調査をしますっていう形だったかと思っています。となると、この3名の方だけに聞き取りをしたのは、なぜだろうと思うわけです。皆さん方に、全職員にざっと網をかけて、その中でひっかかったのが3名だったという形で、その3名についてもっと深く聞くのであればわかるんですけども、実際にはどちらだったんでしょうか。この3名だけに聞き取りをしたのか、それともその前段階の皆さん方にお聞きすることがあったのかどうか、その点ご答弁ください。

○総務部長

前回の上野議員さんから、打合せの中でそのようなことがないかを確認してほしいというお話がございました。それは、部次長職にということの前提でお話をされておられましたので、確認をしたところということのご答弁をさせていただいたところでございます。調査というよりも、そここのところを確認をしたところ、こういうことがあったということで、そこから調査ということ考えているところでございます。

○江口委員

となれば、一般質問の打合せの中で、部次長にというお話があったので、部次長に対しては全員に確認をしたと。その中でこの3名が上がってきたのでというふうな理解でよろしいですか。

○総務部長

いや、そういうことではございませんで、部次長の中で確認をしたところ、部長職にその可能性がある者がおりました。だから、ここで言えば、部長職であり、Bということだけでございます、その段階では。

○江口委員

仮になんですが、部長が10名おられます。次長が10名おられます。すると20名が対象ね。部次長にといった形だったら20名が対象になると思うんですが、その20名に一度確認をした上で、その中で対象と、私はその可能性があるというお話があったので、その方がこの1人だけおられて、それから広がっていた調査なのか、それともその方、そういった20名全員に確認をするのではなく、1名のみ、該当する1名のみ確認をして、それからこういう形になっているのかどうかということです。

○総務部長

先ほど申しましたとおり、部次長職に確認をした。これは調査ということではなくて、部次長職全員に確認したところ、自分がそれに該当する可能性があるという職員が1名おりました。だから、そこから調査をいたしますということで、それから調査をするに当たって、今言われますとこの職員Bというような名前が出てきたものですから、今ここで言う、この6名の名前が出てきまして、そのうちの3名の調査をあのときの段階でさせてい

ただいたということでございます。

○江口委員

確認します。部次長職にある方全ての方に確認をした上でお一人おられたと、Bがおられたと。で、そのBの方に確認をして、この案件が出てきて、6名と一緒にいったということが出てきたということでよろしいですね。であるならば、倫理条例違反のケースは例えば、部次長が絡まないところであったかどうか確認できないという形になるかと思いますが、そうですね。

○総務部長

これ以外にということでございましょうか。全体についての確認をしたかということでございましょうか。そこまでは行ってはおりません。

○江口委員

もう1点です。旅行参加者が6名おられます。そして、一番下にある入札等に参加するための飯塚市有資格者名簿に登載されてる事業者の代表取締役1名というのがございますが、特別職等職員2名については、もちろん兼業禁止ですので、そういったことは兼業禁止というか、特別職については、兼業禁止ありませんが、兼業しておられないと思いますが、この元職員並びに元職員に関しては現在こういった入札等に参加される業者に働いておられるといったことはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○総務部長

今、ここを見ていただいてわかりますとおり、元職員についてはまだ事情聴取を行っておりませんので、その中で出てくることかと思っております。

○江口委員

とするならば、市長が言われたこの予算にこの事件は関係ありませんということ自体が崩れると思うんですが、その点は確認しないでよろしいんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:29

再 開 13:31

委員会を再開いたします。

○総務部長

この元職員が民間で働いてあるということは聞いておりますけれども、その方が入札に参加することはないというところでの部分だけは確認させていただいております。

○江口委員

この元職員の方は、民間企業で働いておられる。しかし、飯塚市の入札等に参加することはないという理解でよろしいということですね。

○委員長

いいですか。総務部長。

○総務部長

現段階ではそのように聞いております。

○江口委員

市長に確認いたします。午前中の市長のお話は、本予算、補正予算に絡む分では、この6人に関してはないというお話でした。となると、今総務部長に確認したんですが、この元職員の方もそうではないということですので、そうではないというお話でした。それについては、間違いはないってことでよろしいですか。

○市長

当然、3名の方に聞き取りをしまして、そしてどういう方かという概要について、私も把握した上で、この補正予算計上をするに当たって、妥当かどうかを考えましたので、今総務部長が答弁しましたとおりでございます。

○江口委員

やっぱり、この問題は職員倫理条例並びに政治倫理条例等に問題があるのではないかというケースであります。とするならば、ここに書いてあるように、今回の補正予算もそうですし、片一方では飯塚市の活動実態、入札等に参加するための有資格者名簿に登載されている事業者かどうかってのは、やはりそこはきちんと確認せざるを得ません。この有資格者名簿に登載されている事業者並びに例えば随意契約とかで有資格者名簿には登載されていないんだけど、随意契約とかというふうな形で市に関連、関与、契約関係等にある事業者ではないということよろしいですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:34

再 開 13:35

委員会を再開いたします。

○総務部長

この元職員の件ですけども、先ほど少し民間で働いてあるということ言いましたけども、働いてある一職員であるということをお聞きしております。例えば業者とか経験があるとか、そういったことではないというふうに聞いておるところでございます、今の段階では。経営にかかわるとか、そういうことのない一職員というふうに聞いております。

○江口委員

私が聞いているのは、この元職員の働いておられる企業が飯塚市に契約行為等にある企業ですかというふうなことをお聞きしているんですよ。経営しているかどうかは関係ないんです。働いておられる企業が飯塚市と契約している、契約行為とかあるのかってことです。有資格者名簿載っていたりするのかな。

○森山委員

委員長。議事進行について。止めて。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:36

再 開 13:44

委員会を再開いたします。

○総務部長

大変失礼いたしました。先ほどの元職員のところの事業所の関係でございますけれども、事業所につきましても、当然市内にある事業所のほうに勤務されている方でございますので、契約については、この場ではちょっと今わかりませんが、この補正予算の中に契約をするような内容の事業所ではないということで、最初に市長が、そのようなものはないというふうに申されたものでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

先ほど質疑を保留しておりました上野委員からの答弁をお願いいたします。

○契約課長

大変失礼いたしました。先ほどの、ガスの供給会社の数ですけど、現在指名登録のあるガスの供給業者ですけど、都市ガスが1社、プロパンガスが16社となっております。

○上野委員

件の旅行に行かれた事業者はもちろんその中に入っていませんよね、確認します。

○総務部長

これはもう工種のことになるかと思えます。工種が特定される部分になるかと思えますので、答弁については差し控えさせていただきます。

○上野委員

補正予算の委員会なんです。もし関係があるんだったら、この中間報告の可能性を、まだ審議していかないといけないし、この部分に関しては予算審議に入れませんよ。しかも、LPガスが16社、都市ガスは1社。都市ガスかLPガスか電気か、いずれかなんでしょう。6校については。ごめんなさい3校についてはね。だから、ないならないと明確に言ってもらわないと、あるならある。市長が言われたように、この予算に関しては設計だから関係ないですよ。しかし、この設計のありようによっては、だから、この旅行についても今後の営業の可能性があるわけですよ。そこは答弁いただかないと。この部分の審議には最低限入れないと思えますよ、ほかの審議には入れても。いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:48

再開 13:54

委員会を再開いたします。

○副市長

先ほどの午前中の川上委員の質問の中でも申しましたけど、個人情報保護、名誉棄損等の観点から私どもから公表するのは差し控えさせていただきます。ただし、先ほど質問出ました設計等につきましては、今後の問題でございますので、疑惑を持たれないような公明正大な選考をしていくということで、教育委員会のほうには必ずそういうことでやってくださいということで申させていただきますと考えておりますので、ご理解のほうよろしく願います。

○上野委員

現状ではそうなんで、この費目に関しては、恐らく今日じゃ上がらないと思うので、それまでに、きょう明日で、業者の方に名前を、疑惑を持たれてるんですから、みずから明らかにして疑惑を解消してもいいですかというふうにお聞きをしていただきたいと思います。そうでないと、予算の審議なので、そこは非常に重要なことだと思いますよ。と要望してやめていいのかな。要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。質疑がないようですので、次に――。

暫時休憩します。

休憩 13:56

再開 13:56

委員会を再開いたします。ただいまから各款の質疑に入ります。

まず、第1款会議費及び第2款総務費の質疑を許します。初めに、質疑通告されております10ページ、総務費、一般管理費、庁舎管理費について――。失礼いたしました。それでは、執行部から補正予算についての補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第46号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」の概要について説明をさせていただきます。配布いたしております「平成29年度補正予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。補正予算集計表でございます。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、市長選挙の関係から、当初予算でいわゆる骨格予算を編成しておりましたので、政策的な新規事業や投資的経費及び当初予算編成後に発生した事由に係る経費を計上いたしております。

補正額につきましては、12億8441万2千円を追加し、予算の総額を632億2541万2千円にしようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。予算集計表、前年度比較でございます。この表は、下のほうに記載しておりますように、平成29年度当初予算額に今回の補正予算額を合計した平成29年度補正後予算額と平成28年度当初予算額の比較表でございます。一般会計で、平成29年度補正後予算額は平成28年度当初予算額と比較しますと、84億9458万8千円、マイナス11.8%の減額となっております。

3ページをお願いいたします。補正予算概要書でございます。補正予算の概要を費目毎にまとめております。その中の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入ですが、国庫支出金及び県支出金につきましては、今回の補正で計上しております補助対象実施事業に係る国、県の補助金及び交付金等を計上しておりますが、各事業の内容は、歳出の欄でご説明させていただきます。

繰入金では、財源調整により財政調整基金4億3301万1千円を追加いたしております。これにより同繰入金の予算額は、13億4151万9千円となります。また、環境保全推進基金は、住宅用太陽光発電システム設置補助事業費に充当するため、801万9千円追加いたしております。

市債につきましては、今回補正計上しております起債対象事業費の追加により3億7770万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページをお願いいたします。

総務費、一般管理費の行政評価費では、各施策の市民満足度や重要度を調査し、効果的かつ効率的な施策の立案、改善や総合計画の進捗管理への活用を図るため、市民意識調査委託料を計上いたしております。

財産管理費の鹿毛馬小峠法面改良事業費では、市有地法面からの落石により、周辺家屋や通行する住民に被害を及ぼすおそれがあるため、法面改良工事に伴う工事測量設計委託料を計上いたしております。

企画費の政策研究調査費では、市の政策判断をする上で、専門的な助言、提言を聴取するための行政アドバイザー謝礼金等の費用を計上いたしております。

地域振興費の菰田地区活性化事業検討事業費では、菰田地区活性化の事業検討に向けた基礎調査と基本方針を策定する費用を計上いたしております。

同じく定住化促進事業費では、東京都で開催される移住・定住関連イベントのブース設置に係る費用や移住、定住に関する情報を集約したPR映像作成委託料及び市のホームページとは別に、移住、定住に特化したホームページ製作委託料の費用を計上いたしております。

また、目尾地区コミュニティ施設整備事業費では、目尾小学校跡地に地域コミュニティ施設を整備するため、造成工事調査設計委託料を計上いたしております。

同様に筑前大分駅周辺整備事業費では、JR筑前大分駅のスロープ設置工事に伴う工事測量設計委託料を計上いたしております。

電算管理費の新庁舎公衆無線LAN整備事業費では、最も市民の皆様が利用される新庁舎1階ロビー、2階カフェ、8階食堂に公衆無線LANの環境を整備する費用を計上いたしております。

諸費の通学路防犯灯設置事業費では、平成30年4月開校予定である鎮西中学校区小中一貫校の通学路に防犯灯用支柱を設置する費用を計上いたしております。

交流センター費の立岩交流センター整備事業費では、国の交付金を活用しまして、立岩公民館を交流センターとして整備するための設計、調査等に係る費用を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。民生費、児童福祉総務費の修学資金貸付事業費では、保育士を確保し未利用児童の解消を図るため、保育士を目指す学生に対し、卒業後、市内保育園等に5年間就労すると返済不要となる修学資金貸付を実施する費用を計上いたしております。

児童措置費の私立保育所整備補助事業費では、こども園及び保育園の2園が実施する施設整備に対して、国の補助金を活用し、その整備に係る補助金を計上いたしております。

同じく保育体制強化事業費では、国の補助金2分の1と県の補助金4分の1を活用し、地域の多様な人材を雇用し、保育士の負担軽減に資するための働きやすい環境整備事業に対する補助金を計上いたしております。

青少年対策費の椋本児童館整備事業費では、児童一人あたりの利用スペースを確保するために、児童館整備を行う費用を計上いたしております。

衛生費、保健衛生総務費の公的病院等運営費補助金交付事業費では、地域救急病床分及び無料低額診療事業に対し、1千万円を限度に交付する補助金を計上いたしております。

商工費、商工業振興費の地域活性化商品券発行事業補助事業費では、福岡県の地域経済活性化支援事業に基づき、プレミアム付き商品券の額面2億2千万円を発行し、プレミアム分2千万円うち市負担分1千万円を交付する補助金を計上いたしております。

同じく農産加工品ブランド化推進事業費では、地方創生推進交付金を活用し、地元農産物を活用した新商品の開発と販路拡大を行い、農産加工品のブランド化を図る費用を計上いたしております。

観光費の筑豊ハイツ整備事業費では、屋内テニスコート屋根の老朽化により、複数箇所雨漏りが発生しているため、屋根改修工事に係る費用を計上いたしております。

土木費、土木総務費の住宅リフォーム補助事業費では、市内業者で住宅改修した場合、10万円を限度に改修費用の10分の1に相当する金額を補助する費用を計上いたしております。

同じくマイホーム取得奨励事業費では、国の交付金を活用いたしまして、新制度の導入に伴い、市外居住者が市内に新築・中古住宅を購入する費用の一部を補助する費用を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。道路橋りょう維持費の橋りょう長寿命化事業費では、国の交付金を活用しまして、近接目視点検を行う定期点検業務委託料や橋りょう長寿命化修繕計画に基づき実施する秋松橋、楽市橋の補修に係る費用を計上いたしております。

道路橋りょう新設改良費の大人・田川原2号線道路改良事業費及び大日寺・吉原町線歩道新設事業費では、国の交付金を活用し、鎮西中学校区小中一貫校の通学路整備に係る費用を計上いたしております。

公園費の公園ストック再編事業費では、市内全体の公園整備の方針を策定するため、公園ストック再編計画策定支援委託料を計上いたしております。

同じく公園施設長寿命化事業費では、国の交付金を活用いたしまして、公園施設長寿命

化計画に基づき実施する川津緑道、笠城ダム公園、飯塚霊園の施設改良に係る費用を計上いたしております。

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費では、国の交付金を活用いたしまして、バリアフリー化による安全確保と機能保全を図るために、幸袋中公園のトイレ整備に係る費用を計上いたしております。

パークタウン潤野公園整備事業費では、筆界未定地の解決により、用地購入に伴う費用を計上いたしております。

相田公園整備事業費では、相田公園の代替地として、県営相田住宅跡地を購入する費用を計上いたしております。

住宅建設費の公営住宅改善事業費では、国の交付金を活用いたしまして、花瀬公営住宅30戸、明星寺公営住宅30戸、外壁等補修を行うための工事費を計上いたしております。

教育費、小学校費、教育振興費の小学校就学援助費及び、恐れ入りますが次のページの中学校就学援助費では、国の基準単価の改定に準じまして、入学準備扶助費を増額するための費用を追加計上いたしております。

同じく小学校費及び次のページの中学校費の本物・未来志向の人材育成事業費では、本物の人材にふれる貴重な体験を通じて、子どもたちの生きる力を育む事業を実施するための講師謝礼金を計上いたしております。

学校整備費の大分小学校大規模改造事業費では、老朽化の著しい校舎と屋内運動場の大規模改造工事に係る設計委託料を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。小学校費及び中学校費、学校整備費の空調設備整備事業費では、次年度に空調設備等設置工事を実施するための設計委託料や潤野、蓮台寺、鎮西小中学校の空調設備等設置工事に係る費用を計上いたしております。

文化会館費の文化会館改修事業費では、老朽化した施設、設備等の改修に係る計画策定委託料を計上いたしております。

保健体育総務費の生涯スポーツ活動推進事業費では、地元出身のプロスポーツ選手と小中学生を対象とした交流イベントを開催し、スポーツが好きな子どもたちを育成するための費用を計上いたしております。

同じくパラリンピック事前キャンプ地誘致事業費では、南アフリカ大使館やスポーツ庁への協力依頼を行うための費用を計上いたしております。

繰越明許費は、立岩交流センター整備事業以下5件につきまして、年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。

債務負担行為は、外国語指導助手委託料以下3件につきまして、追加するものでございます。

9ページ以降に、一般会計の前年度の当初予算額と6月補正予算を含んだ今年度年間予算額との比較資料や市債状況表、基金状況表を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。まず「第1款 会議費」及び「第2款 総務費」の質疑を許します。

初めに、質疑通告されております、10ページ、総務費、一般管理費、庁舎管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

10ページ、総務管理費、庁舎管理費、維持補修費について質問します。内訳をお尋ねします。

○穂波支所市民窓口課長

穂波庁舎の維持補修費について、説明いたします。穂波庁舎の空調設備の維持補修費を、今回計上させていただいております。

穂波庁舎の空調設備は、吸収式冷温水発生器と呼ばれているものを2台設置いたしております。この吸収式冷温水発生器を交代で運用しておりますが、このうち1台の燃焼部品の取りかえ及び制御盤の更新を今回行うものでございます。

○川上委員

これは719万3千円の予算計上になっているんですけども、見積もりをした業者はどこですか。

○穂波支所市民窓口課長

金額についてのお尋ねでございますが、吸収式冷温水発生器の補修につきましては、関係課と協議をいたしまして、燃焼部分及び制御盤を修繕することとし、その費用を計上いたしております。予算額につきましては、吸収式冷温水発生器の保守点検業務を委託しておる業者からの見積額を計上いたしております。

○川上委員

それはどこですかと聞いております。

○穂波支所市民窓口課長

保守点検業者は、空研工業株式会社でございます。

○川上委員

従来からこの機械を運転管理してきたということなんですけれど、どういう会社ですか。

○穂波支所市民窓口課長

穂波庁舎は平成6年に建設をされておりますが、そのときに設置した業者でございます。

○川上委員

所在地とか、資本金とか、社長が誰でとか、そういうことをお尋ねしております。

○穂波支所市民窓口課長

失礼いたしました。本社は、福岡市中央区大濠公園2番39号にあります。代表取締役は榎木隆さんでございます。ネット上からの資料ということでよろしいでしょうか。資本金は1億円でございます。

○川上委員

ほかの業者からの見積もりは怎么样了か。

○穂波支所市民窓口課長

現在予算要求ということでございまして、他の業者からの見積もり等は取っておりません。

○川上委員

この機械は、どういう機械ですか。吸収式冷温水発生器というのは、どういうふうにして室温をコントロールするんですか。

○穂波支所市民窓口課長

詳しいことは、私は設備に詳しくはございませんが、一般的に言われておりますのは、液体が蒸発するときに気化熱を発生いたしますが、その気化熱を利用して冷房する方式だと承知いたしております。

○川上委員

これはガスなんですか。

○穂波支所市民窓口課長

熱源はプロパンガスでございます。

○川上委員

なぜ2基あるんですか。

○徳波支所市民窓口課長

1基がもし今回のように故障しても、運用できるように当初から設計されているものだと承知いたしております。

○川上委員

プロパンガスは、定期的はどこか提供してるわけですか。

○徳波支所市民窓口課長

プロパンガスの納入業者は徳波ガスでございます。

○川上委員

このこと、その空研、資本金1億円と随契をしようという考え方ですか。

○徳波支所市民窓口課長

今後の契約の方法につきましては、契約課と協議を行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

契約課と相談するっていうのはちょっと解せませんが、皆さん方が随意契約をする意思があるのかと聞いているわけです、担当課として。

○徳波支所市民窓口課長

この委託業者はもちろん工事施工が可能でございますが、その他の業者があるかないかは、まだ未確認でございますので、今後契約課と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○川上委員

そうすると、随契の意思は決めていないということですか。

○徳波支所市民窓口課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そのためには、他の業者からの見積もりが必要ではないかと思っておりますけれども、それをする意思はありますか。

○徳波支所市民窓口課長

繰り返しの答弁になろうかと思っておりますが、契約課と協議しながら進めさせてもらいたいと思っております。

○川上委員

契約課が何の関係があるんですか。

○徳波支所市民窓口課長

金額的に見ましても、もともとは契約課の所管になろうかと思っております。ですから、契約課と協議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○川上委員

では契約課が答弁してください。

○徳波支所市民窓口課長

失礼いたしました。市内の業者でこのような施工ができる業者があるかないかについては契約課のほうに確認をしたいというふうに思っております。

失礼いたしました。市内業者で、このような施工ができる業者がいれば、そちらのほうからも見積もりは取りたいと思っておりますが、それがあかないかもまだ、こちらのほうつかんでおりませんので、これからになろうと思っております。

○川上委員

今あなた方はもう予算計上して議会の審査を受けている段階ですよ。この空研だけから見積もりをとって、その同額を上程しているわけでしょう。そして随契で行くのかどうか、まだわからないと言うんだけど、今の段階ではほかの業者からの見積もりをとる意思がないでしょう。だから理屈から言えば、あなた方は随契の意思をほぼ固めているということになるわけですね。質問を終わります。

○委員長

次に、国際交流推進費、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

この質問は、事前の打ち合わせで納得できましたので、取り下げます。

○委員長

次に、行政アドバイザー謝礼金、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

今回の部分に関して、政策研究費の増額の理由及び現状と今後についてですけども、何点かちょっとお聞きしたいと思います。まず、この事業の概要について、お願いします。

○総合政策課長

行政アドバイザー事業の概要につきましてお答えさせていただきます。

日本社会のグローバル化、少子高齢化、高度情報化が進行し、地方自治体の政策課題や市民ニーズが多様化、複雑化する中、民間等の手法、技術を活用した市民サービスや新たな政策を検討する必要性が生じてきております。そのため専門的な助言、提言を受けるため、各分野の有識者を行政アドバイザーとして設置するものでございます。人数につきましては、7人程度で考えているところでございます。

○守光委員

今言われました行政アドバイザーは、予定としては誰に依頼するのかお願いします。

○総合政策課長

現段階、想定いたしておりますのは、地元の3大学の教員の方々、それから自治体行政、それから高度情報化、国際化、まちづくり、公民連携、金融、そういった各分野において知識や経験を有する方を想定いたしております。

○守光委員

そういった経験をお持ちの方に、今後どのような助言、また提言をいただきながら、今後どのように活用するのかお願いいたします。

○総合政策課長

行政運営の最高方針及び重要施策の審議を行う機関として位置づけておりますのは庁議でございますので、庁議において、この助言とか提言の内容を検討して、審議し、アドバイザーから出されました新たな企画、立案、そういったものを、最終的には庁議の中で検討して、市の企画、立案にしていくということでございます。したがって、この設置の成果といたしましては、1つでも政策立案件数を出していこうというようなことになろうかと思っております。

○守光委員

最後になりますけれども、今後その案件に対して助言、提言をどのように求めていくのか、お答えください。

○総合政策課長

案件につきましては、これから十分に検討していきたいと考えております。

なお、現段階でお願いしたい案件といたしましては、学園都市いづかのあり方、それ

から、包括連携協定の具体的展開方法など、近畿大学、九州工業大学との連携を考えていきたいというのが1点でございます。

次に、移住、定住施策を目的とし、大学と連携を前提にしまして、外国人留学生、労働者の受け入れについて検討をお願いしたいというに思っております。

また、高齢化社会を考えたときに、高齢者が培ってきました経験をいかし、活躍する場を検討し、それが地域社会の活性化にもつながる、そのような仕組みについても検討していきたいと考えております。

○委員長

次に、行政アドバイザー謝礼金、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

今、概略について説明がありました。そして、7名程度にお願いをしたいというお話がございました。あと何件かやっていきたいことがあるという話だったんですけど、それぞれの案件について、その7人全員でお話しになれるのか、それとも1件1件、この件についてはこの人にお願いをしたいというふうな形になるのか、そこら辺はどういった形になりますか。

○総合政策課長

アドバイザーの設置につきましては、ことしが初めてでございますので、当初はみんな協議を進めていきたいというふうに思っておりますが、ただ中身的にだんだん専門化していく中で言えば、ある程度、今回の分にはこういう方々というようなことも想定はできると思っております。

○江口委員

通常、いろんなものについて調査研究するときには、附属機関として審議会とかつくりますね。今回はそういった形ではなくて、審議会、附属機関を設置する場合には条例事項となるわけですが、今回はそうではなくて、予算のみで提案をなされるわけです。

それぞれのプロフェッショナルな意見を聞きたい。それはそうかもしれませんが、そこに関しては、ある意味それぞれの人間関係の中であつたりとか、お話を伺いに行きながら、これどうなんでしょうねというお話でもいいかと思うんですが、それをわざわざ予算化する意味、そこら辺についてはどうお考えですか。

○総合政策課長

今回のアドバイザーの役割としましては、一つは提言とでいうものがございます。提言するためには、例えば、1回目の会議を踏まえて、2回目に内容を持ち帰っていただいて、きちっと組み立てていただいて、提言をしていただくというようなことで、一定、そこに労力というか、そういったものも要しますので、ここは謝礼金という形で費用を組んでいるということでございます。

○江口委員

いま一つ納得しづらいわけですが、運営の仕方をお聞きいたします。これはこのアドバイザーからお話を聞くのはどなたがお話を聞くんでしょう。例えば、市長が、私はこんなことを考えているんだと、ある程度計画を立てた上で、これについてどうだろうとお話を聞かれるのか。それとも市長ではなくて、総合政策課長がこういったことをやりたいんだけど、ということ考えたやつを、お話をお聞きして、それを庁議に持っていくという話になるのか、そこら辺はどうですか。

○総合政策課長

組織的な考え方といたしましては、最終意思決定機関というのはもちろん庁議であり、市長という形になりますので、ここのアドバイザーに提言を求めるのは、そういった庁議

とか、市長のほうからアドバイザーのほうに、こういう案件についてご検討いただきたいという形でお願いをするという形になります。あと運営の方式といたしましては、今想定しておりますのは、特別職がその庁議には参加する。もちろん私ども総合政策課の事務局、それから担当する部署、所管の関係担当者は出席するという形になります。

○江口委員

今のお話でしたら、庁議にアドバイザー的に加わっていただくという形かなと聞こえたんですが、そういうことでしょうか。

○総合政策課長

庁議は庁議でございますので、先ほどちょっと概要の中でも説明いたしましたけれども、今後グローバル化とか、高度情報化とか公民連携とか、いろんな今まで市として実施してきていない政策、そういったものが出てきたときに、庁議だけではなく、この行政アドバイザーの意見も踏まえた上で、政策を進めていきたいということでございますので、庁議の中で、例えば合同会議とかいうものを想定しているということではございません。あくまでも庁議は庁議、行政アドバイザーはアドバイザーということで。ただ、そういう今後の将来的にかかわる政策判断をする中で、専門的な部分とか、今まで市として取り組んでこなかった、そういった政策分野について、必要なときに行政アドバイザーに条件、提言をいただくということでございます。

○江口委員

ごめんなさい。こだわりますが、これについては、市長なり特別職、例えば四役がきちんと計画を立てた上で、これはどうだろうとお話をされるのか、それとも一般職員の段階で、これこれこうではどうだろうかと考えたものをぶつけて成果をいただくのか、どちらのほうでしょう。

○総合政策課長

今の段階でいきますと、ある程度、先ほども話しましたように、テーマを、庁議とかの中でテーマを設定した上で、お願いしていくという。今年度については、今のところそういう形で設定を、庁議とか、特別職の間で設定した分を審議いただくということで考えております。

○委員長

それでは次に、菰田地区活性化事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

最初に確認したいんですけども、菰田地区活性化事業は卸売市場が移転する前提で検討していくものだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

市の方針として、平成27年12月の行財政改革推進本部会議において、現施設は老朽化が著しいこと、今日の卸売市場に求められるコールドチェーン等の機能が整備されていないことなどの理由により、施設整備を新設することとしておりまして、現在地で建てかえとなると、期間が長くなること、仮設の費用が別にかかることなどの理由により、新設移転を決定しております。

○兼本委員

それでは、昨年度、菰田地区活性化検討業務委託はどのようなものだったのか、教えてください。

○都市施設整備推進室副室長

昨年度の検討業務委託の内容につきましては、J R 飯塚駅周辺及び卸売市場移転後の跡地整備を検討する上で、まず現況を把握することが必要でありますことから、菰田地区の

強みや弱みを洗い出し、課題を整理しております。加えて、一体的に地域活性を図るためのコンセプトや、その実現に向けたゾーニング案を作成しております。

○兼本委員

次に、予算計上の中にあります、土地価格調査と固定資産税の評価額とはどういった違いがあるのでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

固定資産税の評価額の算定は、路線価、その土地の面する道路につけられた価額が基礎となっています。そのため、実際に取り引きされる相場と異なる場合もありますし、道路を新設、拡張整備したらどのようなようになるかは対応できません。そのために、想定した区画の価額調査を行うことで、今後の基礎資料としていきたいと考えております。

○兼本委員

基本方針策定支援委託が計上されていますけれども、これはどういったものになるのでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

J R 飯塚駅周辺及び卸売市場移転後の跡地活用を含めた菰田地区の活性化を図ることを目的とした整備基本方針の策定に向け、専門的知見を考慮しながら、一体的で効果的な整備事業を多方面から検討するための委託となります。

具体的な内容としましては、地区の魅力づけのためのコンセプトの具現化、公園ストック再編計画など、前提条件の整理、配置の考え方の整理、概算工事費の算定等を踏まえた土地利用計画案の検討、対象エリアの設定や選択しうる事業の抽出、概算事業費や有効性を踏まえた事業導入可能性の検証、具現化の検討、事業化に向けた都市計画決定など、各種機関の検討などを考えております。

○兼本委員

この基本方針は、この基本方針策定支援委託の結果のみで決まるのでしょうか。それとも、今年度の委託に加え、先ほど答弁いただきました菰田地区の強みや弱みを洗い出し、課題を整理されたということや、この地域を一体的に地域活性化を図るためのコンセプトや、その実現に向けたゾーニング案をつくられたといったようなものを、この支援委託の中につけ加えて行っていくのか。それから、地元の要望や市民の声も考慮しながら策定するのか教えてください。

○都市施設整備推進室副室長

今年度の委託は、文字どおり基本方針の策定支援であり、専門的知見を考慮しながら、一体的で効果的な整備事業を多方面から検討する必要があるため委託するものでありまして、その結果だけで基本方針を決定しようと考えているものではありません。地域の方々と意見交換を行いながら、総合的に判断して基本方針を定めていきたいと考えております。

○兼本委員

ということは、まず、この基本方針策定支援委託から出るものと、去年の活性化事業検討業務で出てきた課題、そういったものと、あと地域住民の皆さんの意見等を交えて今後考えていくというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

そのとおりでございます。

○兼本委員

それでは、今年度に策定する基本方針は、来年度には提示できるのでしょうか。また、この基本方針策定後の予定はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

今回、補正予算に計上させていただいております土地価格調査と、それから、測量調査等も、さまざまな事業検討の基礎資料としまして、基本方針策定支援委託、地域の方々の意見交換により、基本方針を今年度中に策定し、策定後は公表することを考えております。基本方針策定後の予定については、方針の内容によって変わりますが、以降、基本計画、基本設計、実施設計、造成、建築等の事業展開を検討していきたいと考えております。

○兼本委員

最後になりますけれども、今回この菰田地区の計画は、中心拠点として、今後の菰田地区のあり方に非常に重要な計画だというふうに思います。その最初のアプローチというような形になるのではないのかなというふうに考えますので、この基本方針、それから昨年度の課題等々の、まず住民の皆さんに理解していただけるような説明等を行っていただきながら、住民の皆さんの声も聞いていただいて、菰田地区の活性化の実現をしてほしいなというふうに思います。以上で終わります。

○委員長

次に、菰田地区活性化事業費、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

続けて、菰田地区活性化事業についてお尋ねします。事業の概要については、追加資料の8ページに記載があります。この中で、特に強調して説明をされたい点があれば、お願いします。

○都市施設整備推進室副室長

菰田地区活性化事業の概要を8ページに記載しております。整備方針策定に向け、今年度は、状況把握と事業検討の基礎資料とするための土地の価額調査と測量調査及び、専門的知見を考慮しながら、一体的な整備事業を多方面から検討する方針を策定するための支援委託を予算計上しております。あわせて、旅費として、補助事業に関する協議を行うための普通旅費、それから、先進地を視察します調査旅費、その他消耗品というのを計上させていただいております。また、整備方針策定にあたっては、地域の方々と意見交換しながら進めたいと考えております。

○川上委員

これは何カ年計画で、総事業費はどれくらいを見込んでおられるのか、お尋ねします。

○都市施設整備推進室副室長

先ほどの委員の中でも答弁させていただきましたが、方針の内容で変わりますことから、以降は、基本計画、基本設計、実施設計、造成、建築等の事業展開を検討するようにしておりますが、どういった方針になるのかが、まだ全く定めていない状況でございますので、期間、それから事業費についても、これから検討していくという状況でございます。

○川上委員

そうすると、この基本方針策定によっては、どれだけ時間がかかるかわからない。お金もどれだけかかるかわからないけれど、スタートしようという予算計上ですね。

○都市施設整備推進室副室長

無尽蔵に予算が使えるというようなことではありませんが、まず現在、策定方針を考えておりますのは、対象エリアの設定や、選択しうる事業の抽出、有効性を踏まえた事業導入可能性の検証、具現化の検討というところで、そこから概算の事業費等を、今後、検討していきたいと考えております。

○川上委員

中心市街地活性化事業のときでも、民間が投資をする。官のほうも出すこともあるでしょうということ、120億円を考えたでしょう。菰田地区活性化事業の場合は、何にも

考えなくて、とにかく基本計画をつくりましょうということなんですね。

○都市施設整備推進室副室長

菰田地区の整備に関しましては、昨年度、本市にて策定いたしました飯塚市立地適正化計画において、菰田地域は、医療、福祉、商業等の機能、都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導する、集約を図るという、都市機能誘導地域及び、定住の促進を図る居住誘導区域に位置づけられておりまして、この位置づけのもと、整備を検討していきたいと考えております。

○川上委員

菰田地区の活性化というのは、私は必ず実現するだろうと思うんですよ。鉄道があり、201号バイパスがあり、一定の用地の活用の見通しもあるところだと思います。これで菰田地区が活性できないというのであれば、飯塚市のみならず、県、国の地域政策の敗北だというふうに思います。しかし、この点については基本計画を住民参加で正しい目標と方針のもとに展開していかなければ、住民にとって不適當というようなものが進められる危険性もあるし、同時に市財政を大きく圧迫しかねないというふうにも心配するんです。その辺についての、検討はされた上での予算計上となっておりますのかどうか、お尋ねして、この質問を終わります。答弁だけ求めます。

○都市施設整備推進室副室長

先ほどからお答えしておりますとおり、地域の方々とはこの方針を策定するに当たって協議をしております。また、内部的には飯塚市の意思決定機関等、もしくはその前に関係部署と協議調整を行いながら、飯塚市としての事業化の方針を定めていきたいと考えております。

○委員長

次に、同じく菰田地区活性化事業費、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

前者何人も、お二人の方が質問されましたので、私が聞くのはだいぶ少なくなりましたが、先ほども少しありましたように、JR飯塚駅がございます。御存じのように、菰田地域はちょっと高齢化が進んでいるという話をよくお尋ねするんですけども、その中で飯塚駅がエレベーターとかエスカレーターとかまだなくて、こちらのほうまで出てきて、JRを利用するというお声も聞きます。その辺も含めたところの基本方針等を作成され、また地元からもそういう声が出てくるじゃないかなと思いますけれども、その辺につきましては、この計画以外に進めていけることではないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

本基本方針を策定するに当たりまして、飯塚駅はJRの所有ですので、飯塚市で勝手に絵を描くというわけにはいきませんが、バリアフリー化についても検討していきたいと考えております。

○奥山委員

先ほど冒頭に、市場の移転のお話も少しありましたが、市場が移転して初めてこの基本方針ですかね、それが決まるってことなのか。市場はまだ移転せずに残っていますし、そのまま今年度中のこの予算ですから、今年度中にある一定の基本方針が決まるのか、お尋ねをします。

○都市施設整備推進室副室長

市場の移転というのは、市としての方針を決定しておりますので、それを踏まえての飯塚駅周辺、菰田地域の活性化についての方針を、今年度定めるところでございます。

○奥山委員

最後ですけれども、今回のこの事業費、2900万円については、今年度限りで、次年度、平成30年度については、またこの同様な事業費が出るってことはないのでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

先ほど答弁をさせていただきましたが、以降に、基本計画、基本設計、実施設計というふうな事業展開がつながっていくと想定しておりますので、それぞれの委託等の経費がかかってくるというふうにご考えております。

○委員長

次に、同じく菰田地区活性化事業費、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

菰田地区活性化事業費についてお伺いします。市場移転ありきだよという話なんです、その計画はいつ立てられたんでしょうか。ごめんなさい。聞き逃したんで教えてください。

○都市施設整備推進室副室長

市場の移転方針につきましては、平成27年12月の飯塚市の行財政改革推進本部会議において決定しているところでございます。

○上野委員

随分期近なんです、理由に、建てかえだと期間が長くて仮設費用が大きいとご説明がりましたが、それぞれどのくらいになるのでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

精査はしておりませんが、他の建設に関しまして、現地建てかえで8年程度かかったという実績、また仮設費用につきましては、約5億円必要であるというところから新設移転を決定しております。

○上野委員

大きな理由はそのほかにありますか。

○都市施設整備推進室副室長

前提として施設の老朽化や新しい設備としてのコールドチェーン化というのがございまして、その部分につきましても——。(発言する者あり)そういった施設の整備につきましても、期間が長くなるなどの理由に係りますことから移転ということにしております。(発言する者あり)失礼しました。その2つが理由になります。

○上野委員

市場関係では、これを生活の糧にして生活している方がたくさんいらっしゃるんですが、その方のご意見は、その総意は反映されているんですかね。

○都市施設整備推進室副室長

市の方針を決定した後でございますけれども、平成28年になりまして、青果、魚、花きの各市場関係者と協議をさせていただいております。その上で各市場からは移転についての上承を得ております。

○上野委員

それ文書で残っていますか。

○都市施設整備推進室副室長

文書をいただいております。

○上野委員

その文書、資料要求させていただきたいと思っておりますので、委員長においてお取り計らいお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま上野委員から要求がありました資料は提出できま

すか。

○都市施設整備推進室副室長

できますが、少しお時間をいただきたいと思います。コピー等を行います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま上野委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます、よって執行部に資料を準備させますので、その間10分休憩いたしたいと思います。

休 憩 14 : 53

再 開 15 : 04

委員会を再開いたします。資料が準備できておりますので、事務局に配布させます。

(資料配付)

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 04

再 開 15 : 04

委員会を再開いたします。

○上野委員

条件が合えば了承いたしますということですね、確認します。

○都市施設整備推進室副室長

はい、そのとおりでございます。

○上野委員

条件整備はもうできているんですか。

○都市施設整備推進室副室長

今現在、協議をしているところでございます。

○上野委員

条件整備ができなければどうするんですか。

○都市施設整備推進室副室長

合うように、現在、鋭意努力しております。

○上野委員

その協議が整ってから、予算審議、予算提案するべきじゃないんですか。この予算、パーになるかもしれないやろ。

○都市施設整備推進室副室長

市の方針は決定しておりますし、それに基づきまして、条件が合えばであります、了承をいただいておりますので、この状況で進めさせていただきたいと考えております。

○上野委員

条件が合わなければ、今回の菰田地区活性化事業はなくなるという理解でいいですね。

○都市施設整備推進室副室長

市場が移転しないということになりますと、この菰田地区の整備基本方針がなくなってくるということになります。

○上野委員

そういったリスクを市民に負わせるんですか。菰田地区の人たちと、市場関係者の人たちと仲良くなれないでしょう、それだったら。そうじゃないんですか。

○都市施設整備推進室副室長

そのようには考えておりません。

○上野委員

じゃあ、市場が、条件が合わなくて移転を見合わせてくださいとお願いをされたとします。でも一方、この予算が通れば、菰田地区の活性化は市場移転ありきで、あなたたち計画していくんでしょ。菰田地区の中で、市場関係者の方々の立場、どうなるんですか。ふざけたことしたらいかんよ。

○副市長

先ほどから担当のほうで答弁しておりますように、移転ということで、市としては意思決定をいたしております。それに沿うように、市場の関係者の方に、親切に説明しながら、ご理解いただくように事業を進めてまいりたいと思っております。

○上野委員

でも現実問題、全然進んでいないんですよ。副市長も御承知のとおりだと思いますよ。あなた方が言われた期間が長い、8年かかる、仮設費用が大きい、5億円。詳細を調べていないんでしょ。申しわけない、部署が違うから関係ないかもしれないですけど。教育のほうで、小中学校のエアコン、23億円かかると言っていたのが、15億円ですべて言っているんですよ、今。5割近く減になっているんですよ。もう一度、この期間と仮設費用、精査すべきでしょう。違いますか。

○都市施設整備推進室副室長

平成27年に、飯塚市の方針を定めたときに算定している数字でございます。

○上野委員

算定の根拠、資料要求したいんですが。委員長においてお取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、上野委員から要求がありました資料は提出できますか。暫時休憩します。

休 憩 15:10

再 開 15:16

委員会を再開いたします。

執行部にもう一度、お尋ねいたします。ただいま、上野委員から要求がありました資料については提出することができますか。

○都市施設整備推進室副室長

期間及び金額につきましては、先進地への聞き取り調査を基に発言しておりまして、資料としてはございません。

○上野委員

先進地はどこですか。

○都市施設整備推進室副室長

佐世保市でございます。

○上野委員

佐世保市からお聞きになったということですかね。

○都市施設整備推進室副室長

佐世保市に赴いて聞いております。

○上野委員

あなた方が平成27年12月に作成された計画については詳細な根拠もないにもかかわらず、期間を8年、仮設費用が5億円とかかって大きいので、市場関係者にどうぞ移転してくださいと、こういうふうなことをお願いしたわけですね。確認します。

○都市施設整備推進室副室長

そのような形になります。

○上野委員

話がでたらめですね。ではお聞きしましょう。市場を現時点で建てかえた上で、地元の人たちとの活性化をするという共生事業についてはどのような検討がされたんですか。

○都市施設整備推進室副室長

その当時の調整というのはございます。ただし以前に菰田地域の住民の方から、菰田地域の活性化なり整備に向けての要望、また中心市街地の活性化に際して、菰田地域が整備する箇所が少ないというようなことで、国土交通省の事業から漏れたというような経緯もあって、整備については、地元からの要望はあったという認識でおります。(発言する者あり) その当時、調整は行われておりません。

○上野委員

この条件つきで了承いたしますということですが、大きな条件の1つの適地があるんでしょうけど、これは誰が判断して決定されるんでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

市場関係者と協議して決定することになります。

○上野委員

間違いないですか。今、移設についての審議会が開設されていると思うんですが。

○都市施設整備推進室副室長

検討委員会にて、候補地について検討いただいております。最終的な決定ということになりますと、飯塚市の施設ですので、飯塚市で決定することになります。

○上野委員

その検討委員会からの答申書が出てくると思うんですけど、それはどのような位置づけになりますか。

○都市施設整備推進室副室長

候補地についてのメリット、デメリット、判断材料を出していただくようにしております。

○上野委員

先週、市場関係者を訪問して、その答申書の内容について、あなた方は話しをしていますね。教えてもらえますか。

○都市施設整備推進室副室長

現在、検討いただいております候補地についてのメリット、デメリットについて、整理をするということで、お話をさせていただいております。

○上野委員

今まで話し合ってきた候補地を3カ所から6カ所にふやしてほしいという要望をしていますか。

○都市施設整備推進室副室長

答申書の内容につきまして、当初、市からの提案3カ所、それから委員からの提案3カ所というような提案がございましたので、6カ所全部のメリット、デメリットを整理した答申書にさせていただきたいという話をさせていただいております。

○上野委員

ある程度、この基本方針の回答にも書いてありますけれど、ある程度了承する場所でないと移転はできないなどという意見は、答申書には書かないとあなた方は明言されていませんか。

○委員長

上野委員、お知らせいたします。市場のところはちょっとずれてきておりますので、菰田地区の予算です。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 24

再開 15 : 26

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室副室長

お話を市場関係者とさせていただいたことにつきましては、先ほど来の話になりますが、候補地6カ所についての選定の分と、後は市場の移転についての合意をする、しないというようなことを答申書に記載するというような話はしておりません。

○上野委員

このあなた方が今出された基本方針についての回答にも書かれてあるように、条件が合えば了承いたしますけど、条件が合わなければ移転しませんよと言われたんでしょう。でも、それは答申書には加えませんか、はっきりとおっしゃったんじゃないんですか。

○委員長

言ったか、言わなかったのか。

○都市施設整備推進室長

今言われたようなことにつきましては、私どもはそういう理解ではおりません。それと先ほど来、条件つきで一応移転はやむを得ないというようなことを向こうのほうからはいただいておりますが、それについては今個別に関係者の方との調整をさせていただいております。先ほど来、委員のほうがご心配されている、要するにそういう合意が取れなかったら移転しないんじゃないか、そういう心配もございしますが、私どもはその部分については鋭意努力していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○上野委員

答申の内容について、行かれて、もしそういう条件が合わなければ移転しませんよという内容については、そういう意見があれば、きちんと答申書にも書きますよという理解でいいですね。

○都市施設整備推進室長

答申書の中に、そこまでの記載はするつもりはございませんし、先ほど副市長が説明いたしましたとおり、市のほうが提案しました3カ所、それと向こうからの3カ所、合わせて6カ所について、メリット、デメリットを併記した中で、答申書が出るものと理解しておりますし、それから市のほうで判断して、最終的な結論を出していきたいと思っております。

○上野委員

じゃあ、この基本方針についての回答については反故にするということですか。

○都市施設整備推進室長

いや、反故にするということではございませんで、今条件付きで移転は了承しますと。その条件面について個々に、クリアをさせていただきたいということ、各該当者とお話をさせていただいて、合意形成に向けてやっていきたいということでございます。

○上野委員

いや、先週ね、一生懸命回られているんで、もしかして答申書を急がれているのかなと思って質疑しているんですけど、皆さんがこの条件だったらいいよという納得が出ないと答申書は出しませんよという理解でいいですね。

○都市施設整備推進室長

基本的には先ほど言いますように、この場所に決定しましたという答申内容じゃございませんで、その箇所のメリット、デメリットはこういうところがありますよ。だからこの中から、選ぶ必要性はあるのだけでも、最終的にはこういう内容でという答申書になると思います。それで最終判断といたしまして、市側のほうで、その6カ所のうちどこに決定するかということは、決めていかなくちゃならないというふうに考えております。

○上野委員

6カ所だろうが、3カ所だろうがいいんですけど、この例えば6カ所の中だったらどこでもいいですよという理解を得られないと出せないでしょう。あとはもう市場関係者の方々も手を離れるんですから。だから、この箇所の中はどこに行っても私たちは納得していますよというご理解を得られた上で、答申を出されるという理解をされていてよろしいですね。

○都市施設整備推進室長

その中で選んでくださいという内容になるかどうかちょっとまだ市場関係者の方ともお話をさせていただきたいと思います。それで、最終答申案については先ほど来説明いたしておき、その候補地の部分の選定する一つの材料として答申書を出していただくようにしておりますので、その中で例えば、全くここはあり得ないとかいう場所もあり得ると思いますけども、そういったところを除いて、可能性のあるところがどこになるかというところでは、調整はさせていただきたいと思っております。

○上野委員

かみ合っていないんですけど、条件が合えば移転しますよとされているんですよ、これは間違いありませんね。答弁を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

そのとおりでございます。

○上野委員

その大きな条件の1つに、移転先があるわけですよ。移転先の候補地を答申書に書くんでしょう。だからその答申書に書く場合には、この中のどれでもいいですよという理解を得ないとその約束、条件がクリアできないでしょ。いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:33

再 開 15:35

委員会を再開します。

○都市施設整備推進室長

失礼いたしました。上野委員が言われるように、今6カ所提示をする形で、今調整をさせております。それで、その6カ所の中から選ぶような形になると思いますので、その答申が出る場合につきましては、市場関係者がその6カ所の中で選んでくださいというような形の合意といたしますか、そういう形になるというふうに考えております。

○上野委員

それで、今回の予算が出ているんですけど、この計画は市場の移転ありきじゃないですか。だからそして、この計画は今年度中につくり上げたいという答弁ありましたよね。今年度中ってあと10カ月、そんなにないですよ。だから早く市場のほうも合意も取らないと、本当に菰田地区の人と市場関係者の関係がギクシャクして、せっかく活性化しようとしているのに、それもできなくなりますよ。それで、今おっしゃったその合意形成がもし

できない場合のことも考えて、先ほど私が申し上げたように市場と地元の皆さんとの共生、共栄というのも、この菰田地区活性化事業の中でももちろん並行して考えていくべきだと思いますけども、その点についてはいかがですか。

○都市施設整備推進室長

今、菰田地区と市場の共生というお話が出ておりますけれども、先ほど平成27年度に市場の移転の決定をいたしておりますけども、その以前に住民の要望として市場の移転というような要望も出ております。その中で現在、市の内部の決定といたしましては、市場の他の地区に移転ということで調整をさせていただいております。今回、まだ同意が取れてないのに、予算を計上するのはおかしいんじゃないかとそういうご指摘でございますけども、今最終、関係者の方とその合意に向けて調整をさせていただいているところで、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○上野委員

では、もう何月ぐらいまでにというめどを立てないと、本当に市場移転ありきの計画をつくってしまって、市場と最終的に合意形成ができなかったという可能性もゼロじゃないわけじゃないですか。この予算大きいですよ。無にならないためにも、何月までには市場関係者との合意形成を目指しますと言ってもらえませんか。

○都市施設整備推進室長

いつごろまでにということで、私どもも早急に結論は出したいわけですが、今の状況から考えますと、遅くとも8月中にはある程度の結論を出していかざるを得ないのかなというふうには考えております。

○上野委員

よろしく願います。そして、今回のように私が誤解していたのかもしれませんが、移転候補地を多くしてくれとか、また、そういった意見は、載せませんよとかいうようなことを強引に言われているんじゃないかと思ったんですけども、あなた方、実は市として具体的な活用の方向性を確定をされているというような事実はありませんか。

○都市施設整備推進室副室長

市場跡地でということかと思いますが、市のほうで決定しているものはございません。ただし、前年度の検討、調査の中で住宅地となる可能性があるかというような調査は、請け負った業者にヒアリングをしてもらっておりまして、住宅地となる可能性があるかというような回答はいただいております。また、そのゾーニングの中での話になりますけれども、未開設の都市公園の整備、あと要望等が上がってきておりますけれども、近畿大学九州短期大学が移転する場合も検討をすべきというようなゾーニング案は出ておりますが、飯塚市としてどういうふうにするというふうにして、そのゾーニング案を受けているものではございません。

○上野委員

市長、選挙の直後にときの議長と副議長にこの市場跡地の活用について何かご説明をされませんでしたか。

○市長

私が説明したというより、逆に説明をいただきました。中身は今、担当の副室長が言いましたような内容でございました。

○上野委員

じゃあ、市場跡地は近畿大学に無償譲渡。また、ちょっと予算は違いますが、体育館は鯉田で決まっているというような話はどこからも聞いたことがないということですね。ときの議長、副議長にも話はしてないんですね。

○市長

そういうふうなことを決定しているようなことは、私は伺ってないので、ないというように話をしております。

○上野委員

副市長、間違いないですね。

○副市長

市長の答弁と同じです。

○上野委員

今そういうふうなご答弁いただいたんで、この場はいいんですが、菰田の開発については、菰田の地域の皆さんも非常にもう期待してあるんですよ。市場関係者としても協力することはやぶさかではないというふうにおっしゃっているので、今言われた8月中の合意形成に向けてしっかりと努力をしていただきたいと思いますし、もしも、この合意形成ができない場合は、先ほど私が申し上げたような市場との共生案もしっかりと考えていかなければならないというふうに要望しておきます。

○委員長

では次に、定住化促進事業費、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

次に、地域振興費の定住化促進事業費について、お聞きしていきたいと思います。この中で、予算の内訳が3点ですね。1つは、イベント参加費が130万3千円で、映像作成委託料が270万円。また、ホームページ作成委託料が224万7千円となっておりますけども、この3つのまとめて概要をお願いいたします。

○総合政策課長

それでは総務費、地域振興費の中に組んでおります移住、定住関連の事業についてご説明させていただきます。

まず、1点でございますが、これは例年1月ごろに東京ビックサイトで開催されます一般社団法人移住交流推進機構が主催するJOIN移住、交流地域おこしフェアに参加を予定するための経費でございます。この当該フェアにつきましては、昨年度も参加いたしておりますが、来場者が約8500人という国内で最大規模の移住関連のフェアであり、本市が実施している各種定住支援施策をPRすることといたしております。

それと映像作成委託の概要につきましては、これは移住、定住に特化した本市のPR動画の作成委託を予定しております。本市はこれまでも、移住、定住に関連する施策を多数実施しておりますが、それらをまとめた動画で、見やすいものにしていきたいという事業でございます。

次に、もう1つがホームページの作成委託でございますが、これにつきましては、移住、定住に特化したものを市のホームページとは別に制作を行い、お互いにリンクを貼ってどちらからもアクセスできるようにしたいと考えております。

また先ほどの答弁いたしましたPR動画につきましては、移住、定住専用のホームページにも掲載するというような3つの概要でございます。

○守光委員

最後に、これまでの移住、定住施策の状況と、今後どのような方針で施策を推進していくられるのか、お答えください。

○総合政策課長

これまで、飯塚市におきましては、JRや国道などの交通アクセスの整備、出産・子育て環境の整備、教育環境の整備、学力の向上、企業誘致など、定住関連の支援施策を実施

いたして、人口維持に取り組んでまいりました。その成果といたしましては、第一次総合計画策定時には人口維持の厳しい状況が想定される中で、平成28年の目標人口を13万人と設定しておりましたが、平成28年4月末の住民基本台帳の人口は、13万78人でございます。一定の成果が出たものと考えております。今後は、今まで市が取り組んできた施策、まちづくりを含め、総合計画の都市目標像であります、「住みたいまち 住み続けたいまち 飯塚」を積極的にPRしていくことが重要だというふうに考えております。

○委員長

それでは次に、同じく定住化促進事業費、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

全部わかりましたので、取り下げます。

○委員長

次に、同じく定住化促進事業費、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

取り下げます。

○委員長

次に、定住化促進事業費、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

定住化促進事業費について、事業委託先の業者は、どのような業種の事業者になるのでしょうか。

○秘書広報課長

本事業は、本市の魅力を経営的に発信するという面の、企画内容が非常に重要になってまいりますので、委託先の事業者として、広告宣伝事業者が主になると考えております。

○上野委員

この移住定住施策は、近々の課題であるとも思います。他の自治体も取り組んでおられます。そこには飯塚市の思いが非常に重要になると思うんですけども、今回の事業は委託されるということですが、市は単純に制作を委託するだけということでしょうか。

○秘書広報課長

質問委員言われますとおり、移住定住施策は、本市におきましても非常に重要な課題であると認識しております。今回の委託につきましても、受注される事業者には、第二次飯塚市総合計画を初めとする、本市の方針を踏まえた中での制作をお願いしたいと考えております。プロポーザル方式による選定段階から、事業者からの企画等をご提案いただき、本市の方針とすり合わせながら、よりよいものをつくるべく事業を進めたいと考えております。

○上野委員

いろんなアイデアを出しながら、親しみやすく、記憶に残る事業としていただきますようお願いをしておきます。

○委員長

次に、同じく定住化促進事業費、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

11ページ、定住化促進事業費でお聞かせ願います。今、同僚議員のほうからも、数点、質問のほうがあつておりましたので、私のほうでは、今言われましたPR動画、DVDとホームページを作成されるということでしたけれども、これらをどのような形で活用していこうというふうに想定されていますでしょうか。

○秘書広報課長

今回制作する専用のホームページは市の公式ホームページとは別に制作し、お互いにリンクを貼って、どちらからもアクセスできるようにする予定で考えております。

また、PR動画につきましては、専用のホームページやY o u T u b eにアップすることを予定しており、また、移住フェア等での映写等を行うことで、本市の魅力をアピールしていきたいと考えております。

○永末委員

最後、要望という形でさせてもらいたいと思うんですけども、定住化促進ということで、最もこれから力を入れるべき部分だと思うんですが、ここに関して危惧しておるのは、やはりDVDとかホームページをとりあえずつくって終わりということにならないように、ぜひやっていただきたいなと思っております。そうならないためにも、やはり、何のためにつくるのかという目的ですね。その部分をしっかりと持っておかなくちゃいけないと思いますし、やはり、前々から私のほうもお伝えしていますけれども、やはり、飯塚市に定住してもらうということですので、補助金を出して定住していただけるような方もいるかもしれませんけれども、やはり住まいを移動してきて、そこで新しい生活を始めるということですので、やはり、飯塚に暮らし始めたたらどういった形で暮らしていくのかという部分をしっかりとイメージできるような、そういったものをつくり上げなくちゃいけないと思いますので、そういった趣旨で、そういった考えで、ぜひDVDとかホームページをつくっていただきたいなというふうに要望して終わります。

○委員長

それでは次に、目尾地区コミュニティ施設整備事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

地域振興費の目尾地区コミュニティ施設整備事業費につきまして、追加資料で内容を読ませていただいて、この計画の答申に基づく事業であることはわかりましたけれども、では、地域の意見はどのように反映されているのか、お願いします。

○地域政策課長

事業の推進にあたりましては、幸袋地区自治会長会や幸袋まちづくり協議会と協議をしながら進めることといたしております。幸袋まちづくり協議会のメンバー、役員及び部会長で構成されておりますけれども、その中から、7名の方で組織いたしております目尾小学校跡地利活用部会において協議を行い、ご意見をいただきながら進めているところでございます。

○守光委員

今後のスケジュールにつきまして、現時点ので構いませんので、お答えをお願いします。

○地域政策課長

今回、造成工事の設計を予算を計上いたしております。これを基に平成30年度に造成工事と道路拡幅工事を予定しております。また現在、体育館と児童館の改修については、先ほどご説明いたしました、目尾小学校跡地土地利用部会の中で、地域コミュニティ施設としてどのような利活用をするのか協議中でございまして、今年度中には具体的な用途を決定することといたしております。その上で、平成30年度に体育館と児童館の改修設計委託、平成31年度に改修工事等を予定しているところでございます。

○委員長

それでは次に、同じく目尾地区コミュニティ施設整備事業費、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この事業の概要はわかりました。それで、調査設計委託はどこに行くつもりか、お尋ねします。

○地域政策課長

現在、この予算自体は土木建設課のほうで設計見積もりをしていただいたものでございまして、今後、予算が通りまして、発注につきましては、適正な業者を一般競争入札等を活用しながら、適正な契約手続を踏んで進めていきたいというふうに思っております。

○川上委員

競争するということがいいですね。それから次は、住民の意見がどのように反映されているのか、主な点についてお聞かせいただきたいと思います。

○地域政策課長

配布資料の9ページで記載いたしておりますとおり、部会、7名の方を代表として協議を進めておりまして、その中で、コミュニティ施設等として使うということは決まっておりますけれども、じゃあそれを具体的にどうしていくのかというのは、今、協議中でございまして、今後さらに深めた議論をしながら、利活用方法について協議するという事になっております。

○川上委員

住民からどういう要求があったのか、その主なものを聞かせてもらいたいわけです。それがどのように反映しているのかと。

○地域政策課長

住民の皆さまの意見としましては、グラウンドからの進入路を整備してほしいというようなご意見をいただいております。体育館については体育施設、児童館については地域のコミュニティ施設として活用したい、整備してほしいというのが、住民の皆様からの要望の大筋でございます。

○川上委員

これは、今、小中一貫によって、各校廃校になったところの跡施設、跡地利用について、要望がたくさん上がったり、あるいは関心を持たれたりしているんですけども、そういう意味では、国が希望した、国も推奨している方向で前進しつつある例で、注目を浴びていると思うんですね。最後まで住民との合意形成を大事にしながら進めていただきたいと思いますんですけど、その後の管理運営にあたっては、まちづくり協議会に全面的に任せてしまうというのではなく、市が引き続き、維持管理について責任を負うと。財政的にもですね。そのことが求められると思っております。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○委員長

次に、筑前大分駅周辺整備工事測量設計委託料について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

事業の内容は、追加資料で平成23年12月に筑穂地区まちづくり協議会から要望が提出されたということですが、それからかなり時間が経過しておりますけれども、そのおくれた理由は何でしょうか。

○地域政策課長

筑前大分駅周辺整備事業につきましては、平成23年12月に、筑穂地区まちづくり協議会から、今委員言われますように、陳情書をいただいております。それを受けまして、これまでJR九州への要望活動を継続してきたところでございますが、今現在も実現には至っておりません。これにつきましては、もともとその土地がJRの土地であったり、福岡県の土地であったということもございしますが、それに対して、市が直接工事を手掛ける

ということはなかなか難しいところがありましたので、まずはJRへの要望ということで、要望してきたものでございます。それがなかなか叶わないというふうなこともございまして、今回、飯塚市といたしまして、筑穂地区を福岡都市圏のベッドタウンという位置づけの中から博多から一番近い有人駅である筑前大分駅のバリアフリー化として、スロープを設置すると。そして、福祉の向上と駅周辺の活性化に伴う、移住、定住施策へとつなげていきたいということから、今回予算計上させていただいたものでございます。

○守光委員

バリアフリー化についてはわかりましたけれども、この事業に関しまして、この整備事業は、この事業だけで今後終わってしまうのでしょうか。お答えください。

○地域政策課長

筑前大分駅周辺整備事業につきましては、先ほど申し上げましたように、移住、定住施策の一環であり、旧大分小学校跡地の住宅、宅地開発や県道嘉穂波線の道路拡幅による通学路の確保など、地域課題の解決を図り、地域の活性化を実現することが目的でございます。

○守光委員

この筑前大分駅周辺事業と連動して、県道嘉穂波線の道路拡幅については、もちろん県道でありますので、福岡県との協議によるものということは十分理解しておりますけれども、また、旧大分小学校跡地の利活用についても、どちらも地域の大きな、現在課題となっております。もっとスピード感を持って、早急に進めていくことが大事なのではないかと私は考えております。これもしっかりとスピード感を持って対応していただくよう要望して、質問を終わります。

○委員長

それでは次に、同じく筑前大分駅周辺整備工事測量設計委託料、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

私はこの予算は大歓迎であります。この間、質問の中でも取り上げてきたわけですが、博多に行くときには、筑前大分駅から、帰って来るときは桂川駅と、予約タクシーが使えないということで困っている話もしたと思います。それで、どうしてもこのところの問題を解決する必要があるんですけども、桂川駅は今10億円ぐらいかけて、駅周辺整備事業を行っております。それで、桂川駅が、大変この地域からすれば便利な駅になるかと思っておりますけれども、そうした中でも筑前大分駅をより便利にしていくという点では重要だと思います。それで実際に、このバリアフリー、スロープが実現して市民が使えるようになるのはいつの見通しですか。

○地域政策課長

平成30年度にスロープの設置工事を予定しております。おそらく、約1年近く、1年までかからないで10カ月かその程度かかるのかなというふうに思っておりますので、30年度末には使えるような状態にしたいというふうに思っております。

○川上委員

30年度の末だと、1年半後ぐらいです。ぜひスピード感のある仕事ができればいいなと思います。実はこの予算書を、資料とともに、身体障がいのあるお子さんを抱えてあるお母さんとお話をしました。そのお母さんは、急な階段をまず子どもさんを抱えて上がり、そして心配しながら座らせて、戻って、今度は車いすを運び上げるということをしていたので、これが早く実現するといいなと、せめて。エレベーターがいいんですよ。ということでした。また高齢の方にお聞きしたら、スロープは大変ありがたいんだけど、一方で階

段は階段で手すりを付けてもらえないかと、幅の広い階段で両方にしか手すりがない。真ん中に手すりをお願いしたいというようなことも聞いていますので、あわせて要望して、質問を終わります。

○委員長

それでは次に、筑前大分駅周辺整備工事測量設計委託料、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

この項は取り下げます。

○委員長

次に、筑前大分駅周辺整備工事測量設計委託料、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

地域振興費、筑前大分駅周辺整備工事測量設計委託料について質問させていただきます。先ほど資料のほうの説明がありましたけども、この資料を読みますと、この事業自体、大分駅周辺工事をするという事業自体、目的が定住化促進に向けた環境整備ということになっております。ということは当然駅周辺を定住化促進の地域として考えていくということだと思っておりますけども、具体的に、市として旧大分小学校跡地の文言は出ていますけども、それ以外に具体的に、この辺りしっかり整備していこうかなというふうな計画は持っているのでしょうか。

○地域政策課長

現時点で、具体的な計画はございません。しかしながら、筑穂地区のまちづくり協議会としっかり協議をさせていただきながら、大分駅の周辺整備については進めていきたいというふうに考えております。

○永末委員

大体でいいんですけど、希望としてどのぐらいの定住といいますか、恐らく戸建て住宅になってくるかと思うんですけど、どのぐらいの戸数を整備していければ、一番理想的かなというふうに考えてらっしゃいますでしょうか。

○地域政策課長

非常に難しいご質問でございます。今のところ、具体的な戸数等はまだ考え切れておりませんが、ただ大分小学校跡地、それから現在長楽寺団地も新しく建てかわっておりますし、そこもどのぐらい遊休地ができるやもしれませんし、そうすると、その辺を踏まえて、総合的に検討していかなくちゃいけないと思いますので、その際には、恐らく市が単独で計画書をつくるというよりは、ある意味、菰田地区のようなことも検討しながら、全体的な絵をコンサル等に委託しながら、地元と協議しながら絵を描いていくという作業も必要かなと。ただ、家が建てばまちが活性化するというわけではないと思いますので、いろんな戸建て住宅、それからほかの商業施設等も含めて、総合的に検討する必要があるかなというふうに考えております。

○永末委員

最後、要望させていただきます。この筑前大分駅、当然御存じだと思うんですけども、福岡市、博多駅のほうまで30分以内で行けるような、すごく飯塚市内でも福岡市に対するアクセスという面では一番いい場所でありますんで、飯塚市の活性の玄関口といいますか、起爆剤として考えていただきたいと思いますので、しっかりとした整備を行っていただくように要望して終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:06

再 開 16:15

委員会を再開いたします。執行部より資料を訂正したい旨の申し出がっておりますので発言を許します。

○地域政策課長

大変申しわけございません。資料の10ページでございます。筑前大分駅周辺整備事業についてのところでございますが、2.の事業概要のところ、ちょうど中段あたりでございますが、その事業の一環としてのくだりのところで右側、平成29年度に駅前にスロープを設置してございます。これは平成30年度の誤りでございます。大変失礼いたしました。

○委員長

それでは次に公衆無線LAN整備委託料、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

電算管理費、公衆無線LAN整備委託料について質問させていただきます。今回は、本庁だけの整備ということですが、内訳を教えてください。

○秘書広報課長

今回の整備につきましては、本庁の1階ロビー、2階カフェ、8階食堂の3か所について公衆無線LANの整備を行うものでございます。

○兼本委員

なぜ本庁のみの整備をするものとされたのでしょうか。

○秘書広報課長

その理由といたしましては、今後の情報発信を強化していく一環として、本庁にいられた市民の方が最も利用しやすい1階、2階、8階において公衆無線LANを整備し、それを活用して、本市のPRに努めたいという考え方で整備を行うもので秘書広報課にて、計上させていただいております。

○兼本委員

本市の情報公開を行う1つのツールとして、公衆無線LANを整備されるということですが、具体的なイメージについてご説明ください。

○秘書広報課長

公衆無線LANを利用するに当たり、まずはログインの手続をメール認証等を行うことを想定しております。ログインした後は公衆無線LANを経由してインターネットを使っていることとなりますが、その最初の画面に本市の公式ホームページが表示されるように設定し、本市からの最新の情報を閲覧できるようにしたいと考えております。

○兼本委員

本庁にいられる市民の方々というのはそれぞれ、目的の手続があるために来られる方が多いと思います。またそのために、手続のためにお待ちになられる方も多いわけです。市民の皆様が求めていらっしゃる最新の情報というのは何なのか。そのあたりをまず考えていただいて、例えば、インデックス等索引データツールなんかを作成してわかりやすく、また簡単に探しやすい見やすいような工夫をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○秘書広報課長

ただいまの質問委員も申されたことにつきましては、詳細につきましては、業者が決まりましたら、そのようなイメージも含めて、できる限り情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○兼本委員

よくある公衆無線LANでは、大体その企業企業が最初にその企業の広告であるとか、販売促進のために利用されていることが非常に多いと思うんですね。飯塚市としましても、せっかくだからであるならば、やはりそのあたりをぜひお願いしたいと思います。

次に、公衆無線LANは災害の発生時なんかでも非常に有効であるとの報告もよく目にします。ただし、今回限られた予算の中で行政運営をしていく必要がある中で、ただ整備すればいいというものではないというふうに思います。今後のことを想定して、公衆無線LANを整備された後に効果の検証等を行う必要があるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○秘書広報課長

質問委員言われますとおり、どれだけの方が公衆無線LANを利用されるかなどの効果の検証は当然私どもも必要であると考えておりますので、その方向で検討したいと考えております。

○兼本委員

最近、よく子ども、高校生なんかで言われている、「ギガがない」といった言葉があります。月額データ通信量に制限があるために、なるべくそれを使わずに公衆無線LANを使われるといったことで、そういった公衆無線LANがある場所にですね、集まる、集合するということが多いという状況をよく耳にしております。これは、そういった意味で、この公衆無線LANはコミュニケーションの場所にもなるのではないかと。それから、ここ今後行われる観光事業、そういったところでも利用できるのではないかと、また、市民の皆さんが行政に関心を持ってもらうためにも利用できるのではないかとといったようにいろんな有効な手段があると思います。今後の有効活用のためにも、今回の本庁に無線LANを設置するということがどういった意味があるのかといったことを本当に考えていきながら、これ皆さんの各課でいろんな今言ったような形でいろんな課にまたがるような話ではないのかなというふうに思いますので、共有課題をお持ちになられて、新たなまちづくりの手段としてのアイデアを考察する機会と捉えていてもらいたいなということを要望して、私の質問を終わります。

○委員長

それでは次に、同じく公衆無線LAN整備委託料、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

公衆無線LAN整備委託料についてお伺いします。整備は、本庁の1、2階と8階ということですが、3階から7階に整備されなかった理由は何かあるのでしょうか。

○秘書広報課長

今回の整備につきましては、来庁された市民の方が最も利用される1、2、8階ということで、まずは最初に整備を行うということでございます。3階から7階のエリアについては、今後の課題というふうに考えております。

○上野委員

ぜひ、兼本委員も言われましたけど、もうLANはもう必須の整備になるんじゃないかなと思いますので、本庁に限らず、全市にも広げていただきたいと思うんですが、永末議員の質疑通告もありますので、私の質疑は終わります。

○委員長

それでは、次に同じく公衆無線LAN整備委託料、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

取り下げようかと思っていただんですけども、聞きます。こちらの分に関しましては、平成28年9月議会において第2次行財政改革前期実施計画の進捗状況について聞いた際に、

公衆無線LAN環境整備ということについて聞きました。その際に、市の答弁としては、正直あまり前向きな答弁はいただけなかったんですね。しっかりと慎重な検討が必要だというふう考えているというふうな感じだったんですが、ここに来て動き出したということで、予算がつきそうだというので、本当にありがたいといえますか、ぜひとも進めていくべきだと思っているんですけど、ここに関して先ほど同僚議員の方からもありましたけども、やはり本庁だけじゃなく、支所とか地区公民館、そういったところは災害時の避難場所等にもなるかと思えますので、そういった分の整備というのは必要だと思うんですけど、やはり当然そこら辺まで踏まえての今回予算計上と考えていいのでしょうか。

○情報推進課長

今回の予算計上につきましては、まず検証の意味も含めまして本庁舎のみで今考えております。ただ、今後につきましては、今質問委員の方が皆さん言われてますとおり、必要性についてはすごく感じておりますので、今年度作成を予定しております、地域情報化計画の中で、関係部署との協議をしながら無線LANの整備について検討していきたいと考えております。

○委員長

それでは次に、その他は男女共同参画企画推進費、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

1点だけ、メリットと今後についてお聞かせください。

○男女共同参画推進室長

まず初めに本事業につきまして少しご説明させていただきます。本事業につきましては、県支出金の地域女性活躍推進交付金事業に該当するものでありまして、第2次飯塚市男女共同参画プランにも盛り込んでおります女性活躍推進計画に基づきまして実施する事業となります。実施に当たりましては、昨年、市内事業所を対象に実施いたしました女性の労働状況調査の結果におきまして、女性活躍推進の取り組みを進めていないと回答されました事業所の割合が54.3%と半数以上を占めておりました。その理由といたしまして、取り組みを進めるための人的、財政的余裕がない。また、女性従業員が望んでいないという回答が多かったことから、事業所への啓発、支援の一環として本事業実施することといたしました。事業内容といたしましては、第2次男女共同参画プランに基づきまして、女性管理職への意識の向上や、スキル形成等の研修を4回、また昨年実施いたしました女性の労働状況調査の後、イクボスセミナーを実施いたしましたので、その成果等を確認するために、追跡調査を実施するよう計画しております。本事業のメリットといたしましては、女性自身がキャリア形成や女性リーダーとして、管理職を目指そうとする意識を高め、また事業者の女性活躍推進の取り組みに対する意識の向上について効果を得ることを期待しております。

今後につきましては、研修参加者へのアンケートや事業所への調査を通しまして、効果の検証を行いまして、その結果を広く事業所へ周知、公表を図ることとしております。また、課題に対応しました事業展開にもつないでいきたいと考えております。このことによりまして、女性の活躍促進を図りたいと考えております。

○委員長

それでは次に、防犯対策費、兼本委員の質疑をします。

○兼本委員

先ほど、説明のときに課長の方から、説明いただきましたので、すみません、取り下げさせていただきます。

○委員長

それでは、次に、同じく防犯対策費、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

私も取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、立岩交流センター整備事業費、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

交流センター費、立岩交流センター整備事業費についてお伺いいたします。立岩交流センターは浸水想定区域に建設されるということですが、最初にお伺いしたいのは、避難所としてはどのように考えてらっしゃいますでしょうか。

○防災安全課長

まず本市の避難所指定についての考え方を申しますと、昨年発生しました熊本地震を踏まえ、震災対応と風水害対応を区別して指定することとしまして、今年度から耐震構造ではない建物は震災対応避難所から指定を解除しております。風水害対応避難所としましては、できるだけ浸水想定区域の建物は指定を解除する方向で検討しておりますが、代替施設が遠方になって避難されなかったりすることも考えられ、地元住民と十分協議をした上で、避難所を決定していきたいと考えております。現在の立岩公民館の今年度の避難所としての指定は、耐震構造ではないため震災対応避難所には指定しておらず、浸水想定区域ではありますが、風水害対応避難所としては指定をしているところです。新たに建設される立岩交流センターは耐震構造になりますので、震災対応避難所としては指定を考えておりますが、風水害対応避難所としての指定につきましては、地元住民と十分協議を行い、決定していきたいと考えております。

○兼本委員

確認なのですが、今までは風水害対応避難所でしたよ。今回は耐震構造になるので、震災対応避難所として指定を考えているということですので、風水害対応避難所の指定というのは、これからすぐにでも協議をしていかれるということによろしいのでしょうか。

○防災安全課長

できるだけ住民の方と早い時期のところで、協議をしていきたいと考えております。

○兼本委員

よろしくお伺いいたします。次に、立岩公民館の整備概要について、どのような整備を検討されていますか。

○地域拠点施設整備室主幹

施設の役割といたしましては、地域活動の拠点であり、安全安心なまちづくり、生涯学習、まちづくり活動を行う団体等の連携を図る場としての役割が求められていると考えております。基本的な機能といたしましては、会議室、学習室、それから調理実習室等、これまでの公民館機能に加えまして、多世代が交流できる多目的スペースや、子どもたちのためのキッズスペース等の機能が必要であるというふうに考えております。

○兼本委員

立岩地区は、コミュニティ活動等々、非常に活発な場所だというふうに私認識しておりますけれども、この施設の規模はどのくらいを考えてらっしゃいますでしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

施設の規模につきましては、現在地元の方々と協議を行っております。今考えておりますのは、2階建て、約900平方メートルから1100平方メートルくらいの建物を想定しております。

○兼本委員

各部屋の間取りなどはどのように決めていかれますでしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

詳細は今予算を要求しております実施設計において決めるということになりますけれども、現在の公民館の運営状況、それから使い勝手など細かな部分につきましても、地元の方々と協議を行いながら決めていくこととしております。

○兼本委員

地元の方々からも、利用者数とかサークル活動数とかで、部屋数を確保されたいという要望もあると思います。今回、実施設計ですので、できれば地元の要望を聞いていただければというふうに思っております。

次に、現在の立岩公民館には建物の外に倉庫がありますけれども、新しい施設にもそのような倉庫を建てることになるのでしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

倉庫はスポーツ、それからお祭りなどのイベントを行う上で必要であるというふうに考えております。現在の立岩公民館に設置されているような重厚な倉庫というものではなくて、簡易的な倉庫を必要に応じて設置するように、地元と協議を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

○兼本委員

先ほどから答弁いただいていますように、地域活動に関するための資材置き場であったりとか、公民館の備品等々もたくさんあると思います。ぜひその辺りも考えていただければというふうに思っております。

次に、建設が予定されている用地には、隣にマンションがございます。このマンションの住民の皆さんとの協議等は行われましたでしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

公民館用地の取得の折に、管理組合の代表の方と生涯学習課とで協議を行っております。公民館の建設につきましては、おおむね了解を得ているというところです。今後、具体的に建物の位置ですとか、規模について決まてまいりますので、住民の方々との協議を重ねるということとしております。

○兼本委員

それでは次に、建設のスケジュールについてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

財源といたしまして、社会資本整備総合交付金を予定しております。その交付期限というのがございますので、平成31年度までには供用を開始したいというふうに考えております。

○兼本委員

公民館は来年には交流センターになるという計画ですよね。今回ご答弁いただきますと、地元の住民の皆さんと協議した上でつくられるということで非常にいいことではないのかなというふうに私思うんですけれども、ただ一つ、皆さんの活動を縮小させないような設計が必要ではないのかなというふうにも考えております。ぜひその辺は地域住民の皆さんと協議の上、満足のいくような建物ができるような設計にしてもらいたいということを要望いたしまして、終わります。

○委員長

次に、同じく立岩交流センター整備事業費、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

まず、事業計画については資料いただいておりますけれども、私が質問したいと思うのは、もともと今ある立岩公民館は、それを含む飯塚総合会館で出発したわけですよね。それで、その後いろいろな位置づけが変わっていったわけですが、私は、この飯塚総合会館の機能が、基本的に立岩交流センターに移行される、あるいは付加される必要があるのではないかというふうに思っております。今度の資料見ますと、施設の内訳と施設の内容と書いてあるんですけれども、例えば、現在の立岩公民館、総合会館の4階の大ホールのような大会議室のような空間は用意されるのか、そういったことも含めて事業計画についてお尋ねをしたいと思っております。

○地域拠点施設整備室主幹

現在の立岩公民館の4階には質問委員おっしゃいますように、大研修室がございます。ステージの部分を含めまして、約330平方メートルの大研修室となっております。新しく建設をする交流センター、公民館につきましては、同規模の大研修室というのを整備するという事は考えておりません。新しく整備するに当たっての基本的な考え方といたしましては、これまでのように用途ごとに各部屋を区切って整備するというのではなくて、部屋を広く整備いたしまして、必要に応じて間仕切りをするというような整備を考えております。具体的な広さにつきましては、今後の設計の中で検討してまいりますけれども、大きなイベント等で不足する場合には、近隣の公共施設等の利用というのも調整が必要であるというふうに考えております。

○川上委員

飯塚総合会館、立岩公民館の現在の4階のあの広いスペースは、自治体が使ったこともありますけれども、地域住民がなれ親しんで、住民のさまざまな要求実現のために、集会などをやってきたところなんです。近く思い出せば、白旗山メガソーラーの乱開発は困りますという住民の大会が行われて、265人がちょうどの感じでした、スペース的には。それから、明星寺の産廃中間処理施設に反対する住民の集会もあの場所で行われました。それから、18年4カ月戦った、皆さんも御承知の筑豊じん肺訴訟の舞台も、嘉穂劇場だとかもありましたけれども、あそこだったんですね。地域住民の皆さんが公民館として親しんで使うスペースとともに、今言ったように、市民各層各分野の市民の皆さんが使ってきたところなんで、今おっしゃったような、区切っておいて、場合によって広く使えますよというので、そうしたこれまでの機能が果たせるのかなと思うんですけれども、その辺は考慮されておりますでしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

これまでの立岩公民館4階の大研修室につきましては、先ほど質問委員のほうもおっしゃいましたけども、飯塚市においても職員研修ですとか事務説明会等で利用させていただいておりました。今回の新庁舎ができましたことから、そのような利用は不要となっております。また立岩地区におきましては、例えば立岩会館ですとか、サンアビリティーズいづかなどの施設もございます。そちらにも広い部屋といいますか、施設がございますので、もし例えば、ものすごく多くの皆さんがお使いになるという場合については、そういう場所も利用検討していきたいというふうに考えております。

○川上委員

それはぜひ検討しておいてもらいたいんですけど、ところで飯塚市の市役所の1階の多目的ホールは、例えば先ほど言いました、自治会の皆さんが住民大会をするので使いたいといった場合は使えるんですか。

○総務課長

新庁舎の多目的ホールにつきましては、市役所内の主管課の主催、共催もしくは後援の会合につきましては使えるということで取り扱うことにしております。

○川上委員

飯塚市の後援があれば使えるということですか。教育委員会でもいいですか。

○総務課長

教育委員会でも結構です。

○川上委員

もう少し言うと、例えば、例えばがずっと続くけど、白旗山のメガソーラー反対の住民大会は、市議会の反対決議を支えに取り組んだものなんだけど、そういう場合は後援を受けないといけないんですかね、手続上の。

○総務課長

新庁舎の多目的ホールにつきましては、行政財産の目的外使用の扱いになっています。目的外使用の使用許可申請を主管課から出していただくような形をとっておりますので、主催、共催、後援のイベントに関して主管課から申請書を出すような取り扱いとしております。

○川上委員

立岩交流センターの機能を新庁舎の機能とリンクさせて、コミュニティセンターというのもあるでしょうけれども、距離感の関係から言えば、今言った多目的スペースとのリンクを考えていってはどうかというふうに思っています。それから、財源についてさっき説明がありましたけども、総事業費はどれぐらいを考えてあるのか、そのうち、国、県からの交付がどのくらい見込めるのかお尋ねします。

○地域拠点施設整備室主幹

概算ではございますけれども、整備事業費につきましては5億2400万円、それから、財源につきましては、先ほど申しました社交金でございますけれども、これについてが2億900万円、それと合併特例債について2億9900万円程度ということで考えております。

○川上委員

日本たばこの土地だったと思います。これを取得はもう済んだんですか。

○生涯学習課長

平成28年12月19日付けで売買契約を締結し、12月22日に登記を完了しております。

○川上委員

その間の交渉経過のあらましを、教えてもらえますか。

○生涯学習課長

この日本たばこ産業、いわゆるJT跡地につきましては、平成27年5月に公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り希望申出書が、日本たばこ産業のほうから市のほうに提出されております。これを受けまして、市といたしましては買収協議を行うということで、JTのほうに報告をいたしております。議会においては、平成27年7月1日の市民文教委員会において、立岩公民館につきましては、市長部局と十分に協議の上、原則といたしまして耐震補強による整備以外の整備も検討し、平成27年度、今年度中にその内容と、及び整備の時期を決定したい旨の説明を行っております。また、平成28年3月8日にも立岩公民館につきましては、新たな場所に建設する方向で現在、検討を行っている旨の経過報告を行っております。一方、土地の取得につきましては、JTとの買収交渉の中で、JT跡地の評価額等を検討しながら協議を重ねてまいっております。市といたし

ましては、28年6月議会において、一般会計補正予算において用地購入費を計上し、その後、28年10月25日の市民文教委員会において、用地取得にかかる売買契約に向けた手続をJTと進めている旨の報告を行っております。後は、先ほど申しました12月19日で契約を締結と、登記完了という運びになります。

○川上委員

立岩交流センターをこの地につくるという考え方と、買い取り、JTからの申し入れがあったのはどういう関係になりますか、時間的な。

○生涯学習課長

当初はいろいろ、6案ほどを検討いたしておりまして、現地での建てかえ、改修、それから予算委員会のほうでも協議はなされておりますけれども駐車場用地あたりに2カ所、それから、そのほかの場所にというような話で進んでおりましたが、この27年5月に買い取りの申出書が出た時点で協議を行いまして、買い取り協議の報告をすると同時に、そのJTの跡地につきましても、新しい用地として加えて、候補地の1つとして加えていくといった流れでございます。その後、28年2月5日に、立岩地区公民館連絡協議会、あるいは公民館運営審議会へ報告、説明をいたしておりますけれども、大規模改修工事、現地建てかえ、移転新築の3案について、検討を行っているというような説明を行っております。

○川上委員

そうすると、JTは飯塚でこの立岩交流センター、飯塚総合会館に代わる施設をどこかにつくろうとしているということを知った上で売り込みに来たわけですね。そういうことでしょう。

○生涯学習課長

当初より、JTのほうはお話をお伺いすると、土地の整理を行っておったというのが大前提でございます。そういった中で、いわゆる公拡法に基づいて希望が出た、届出書が出たということでございます。

○川上委員

私が聞いたことを、今否定されたんですかね。JTは、飯塚市が交流センターをつくることを考えていて、場所をどうしようかということを考えておったっていうのを承知で、売り込みをしたのかと聞いたんですよ。

○生涯学習課長

先ほども申しましたが、公拡法、いわゆる公有地の拡大の推進に関する法律では、当該地が所管する用途指定をされております関係から、この売却にあたっては、JTのほうとしましては、地方公共団体に公用地としての利用があるかどうかの照会をなされたということでございまして、それ以前に、JTから直接的な公民館敷地としての売り込みはございません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:53

再 開 16:53

委員会を再開いたします。

○川上委員

JTが、飯塚市でこの交流センターのことを考えていることをまるで知らないで、照会をかけるはずはなかろうと思います。それで、市はこの地盤について、土質地盤について、調査はどのように行ったのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

今、地盤のことということでございますが、事前の質疑で、土地の汚染対策法の件でよろしいでしょうか。土壌の件で、お答えをいたします。これにつきましては、平成26年9月にJTのほうで土地の調査を実施しておりますので、この調査によりますと、土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況として、対象地は区域指定を受けておらず、土壌汚染が存在するおそれは考えにくい。また、新立岩地区全体で区域指定された地域もなく、周辺地域からのもらい汚染は考えにくいという調査内容を確認いたしております。

○川上委員

それでどうなんですか。私の質問はね、市は土壌汚染対策法による事前調査をどうしたのかっていうことを、通告ではしておるつもりなんですよ。あなたの答弁は、JTがしましたということはわかった。土壌汚染対策法に基づく事前調査というのは、誰がしないといけないんですか。

○生涯学習課長

土壌汚染対策法の第4条に定めがございまして、いわゆる一定規模以上、3千平方メートル以上の土地の形質の変更届出の際に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合は、その土地の所有者が調査を行わせという規定がございまして、今回の土地につきましては、3千平方メートルを下回っておりますので、法の規定からは除外された形で、実質上、市は行っておりません。

○川上委員

これは、土地の持ち主、開発しようとする者が、これに該当しないということを認定しないといけないですね。関係機関に相談しないといけないでしょう。その行為はされたのかと。ちょっとお尋ねします。

○生涯学習課長

土壌汚染対策法による土地の形質の変更の届出については、土地の形質の変更に着手する30日前までに届け出なければなりませんという規定がございまして、現在、変更に着手する日ではございませぬので、まだ届け出は行っておりません。

○川上委員

それから、地盤調査について通告してはいますけれど、拘置支所の地盤調査を行った会社が、拘置支所は建てるときに、何か支障が生じたとか聞いていないですね。皆さんも聞いていないでしょ。すぐ隣のこの建物、建てるときには、同じ会社が地盤調査しましたね。そして、不都合が生じたね。近い、遠いという表現は難しいけれども、あまり遠くないところですよ。地盤については、何らかのことはしっかりした調査がいると思うけれど、それについてはどう考えてありますか。

○地域拠点施設整備室主幹

今回の実施設計委託の中に、地盤調査の分も含まれておりますので、その中で調査を行いたいというふうに考えております。

○川上委員

どういう会社をお願いしようかとされてますか。

○地域拠点施設整備室主幹

これは入札になりますので、そういった専門の会社になろうかと思っております。

○川上委員

拘置支所を調査し、そして問題があったとは聞いていない中で、飯塚市役所の中には、杭が入らないという状態が大半で、これは設計が敗北しているわけですよ。壊滅状態になる。その基礎となったのが、その会社の調査だったと思うんですけど、この会社、入

札に参加してもらいますか。

○地域拠点施設整備室主幹

現段階ではわかりません。

○川上委員

いつわかるんですか。

○地域拠点施設整備室主幹

契約課と調整を今後してまいりますので、その中で決めたいと思っております。

○川上委員

入札させないことがあるという答弁ですか。

○総務部長

この件については、予算が通りましたらまたその後に、実際の契約の手続ということになろうかと思えます。入札の手続につきましてはその段階で対応できる業者ということでのことになろうかと思えますので、その業者どうのこうのというのは今の段階ではちょっとわかりかねます。

○川上委員

やっぱり、何ていうかな。あなた方はその業者は問題なかったって判断をしてきているんですよ。偶然ですみたいな感じ。やむを得なかったと。そのあなた方の判断が本当に正しいのかということが今後問われていくと思えます。質問終わります。

○委員長

それでは次に、立岩交流センター整備事業費、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

今お二人から質疑ございましたが、1点ございます。資料のほうを12ページ、13ページ、そして11ページと出していただいております。先ほど兼本委員の質問の中でもあったんですけども、13ページを見ても稼働状況は他の公民館、生涯学習施設が25.2%なのに対して立岩公民館は46.3%である。利用状況評価を見ても、平均が2万6588人に対して6万2480人あるわけです。その中で、延べ床面積3051平方メートルの現在の立岩公民館が900平方メートルから1100平方メートルになるというお話だったんですが、本当にこれで十分な、ニーズを満たすような施設ができるのかどうかについて不安がございます。先ほど大研修室についてサンアビリティーズ並びに立岩会館のほうでの利用も考えていきたいというお話がございました。この2つの会場には、この大研修室330平方メートルに相当するような部屋並びに設備があるということでのお話でしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

具体的な面積というのは今持ち合わせておりませんが、どちらの施設においても同規模程度の広さの部屋はあるというふうに考えております。

○江口委員

サンアビリティーズについて同規模程度というのは屋内運動場、体育館的なものであるかと思うんですが、そういうことでよろしいですか。立岩会館については、あの東高校の裏側の、あの立岩会館ですよ。あそこは確かに部屋としては講堂のようなものがあってある程度広いかと思うんですが、駐車場等々を考えると全く利用するお客様のことから考えるとどうなのかなと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○地域拠点施設整備室主幹

失礼いたしました。サンアビリティーズのほうですけれども、体育室のほうは660平方メートルでございます。立岩会館につきましては、大会議室が301平方メートルでござ

います。どちらも先ほど言いましたように同程度ぐらいの面積がありますので、広さ的にはあるかなと思っております。今おっしゃいました駐車場についてでございますけれども、現公民館においても駐車場台数は不足しております。恒常的に30台程度不足している状況があるということでございますので、今回、施設整備するに当たっては、駐車場は確保していきたいというふうに考えます。今お話がありました立岩会館のほうは駐車場が少ないということもございますけれども、今の現公民館よりは駐車スペースがまだありますので、その不足する分をどういうふうに補っていかうかという部分については、地元の方々も含めて協議をさせていただきたいと思っております。

○江口委員

サンアビリティーズは確かに面積としては広いんです。ただあそこがやっぱり板張りであって、通常、会議室でやるときにテーブルをどんどん並べて、テーブル、イスが出てくるわけです。それが使いやすいかどうか、こちらに関しては駐車場は十分あると思うんですけれども、そういった点についてまだ課題があると思っております。

片一方で立岩会館については場所のわかりやすさ並びに駐車場というところに関しては致命的な欠陥があると考えています。そしてその部分をどうやってクリアするのか、やはりその部分をどうクリアするかを考えながらやらないと、せっかくやるのが地域の皆様と協議しながらといっても、実際に深い協議になってくると、いや、こんなはずじゃなかったとなりかねないと思っております。その点についてしっかりとした協議をお願いしておきます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

庁舎管理費に関連してお聞きいたします。今回の補正予算に関して庁舎管理の中で出てきているのは、穂波庁舎の施設管理費、空調設備修繕のみなんです。5月8日にこの新庁舎に移転して皆さん方が思っておられるのが、非常に駐車場が混雑しているよねということだと思っているんです。今、目の前の旧庁舎に関しては解体を、もう落札したわけですよ。落札しましたね。そうすると、あその前の、旧本庁舎の前の駐車場も使えなくなることが予想されます。とすると、今の予定ではもう少し後に整備予定の駐車場の有料化に関しては早急に検討すべきだと思っております。その点について今回補正に上がっていないんですが、この点に関してはどのような協議がなされたんでしょうか。

○総務課長

解体工事が始まりますと、今、旧庁舎正面駐車場を開けておりますけれども、7月上旬にはもう使えなくなってしまいます。当然、今も狭くなっておりますけれども、駐車場の今以上の混雑が予想される場所ではございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:08

再開 17:08

委員会を再開いたします。

○総務課長

今のところ、まだ協議にまでは至っておりません。

○江口委員

この補正予算をつくったときにはまだまだそこら辺の実情が見えてなかったかもしれませんが、現時点では非常に厳しい状況がございます。早期にその分について検討していた

だいて、一刻も早く駐車場、来場されるお客様が不便をこうむることがないように早期に整備していただきたいとお願いしておきます。

○委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」について質疑を終結いたします。

次に、「第3款 民生費」から「第6款 農林水産業費」までの質疑を許します。保育士修学資金貸付金、川上委員の質疑に入ります前に、保育士修学資金貸付金の予算審査に関して、事務局に補足説明をさせます。

○議会事務局次長

さる6月21日に開催されました福祉文教委員会におきまして、「議案第49号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」が委員会として否決となっております。議案第49号につきましては、6月29日の本会議最終日において委員長報告を行い、討論、採決となるものでありまして、現在、議会としての議決はまだ行われておりません。よって、49号と関連して予算計上されておりますものの、本予算にあります保育士修学資金貸付金についての予算審査が影響を受けるものではございません。

なお、当該予算に限らず、予算執行に係る条例案や契約議案等が本会議において最終的に否決となった場合には、市長は予算を執行できないということになり、後々の補正予算等で減額等の整理を行うこととなります。

したがいまして、当予算につきましては、このまま審査を進めていただいて問題ありませんので、事務局からご報告をさせていただきます。

○委員長

それでは、保育士修学資金貸付金、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

最初に、今事務局からの発言がありましたけれども、福祉文教委員会の審査の状況は内容を把握しました。その上で質問をいたします。導入に至る経過についてお尋ねをしたいと思います。

○待機児童対策担当次長

本市におきましても、他市と同様に核家族化の進行や女性の就労の増大、保育所入所の基準緩和等により年々保育需要が増加し、未利用児童が発生しているところでございます。

また、保育所の中には施設利用定数の児童を受け入れるための保育士確保ができていない状況もあり、未利用児童解消のためには積極的に保育士の人材確保を図る必要がございます。

このため、保育士修学資金貸付金を創設し、保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、月額2万円の修学資金を貸し付け、もってこれらの修学を容易にするとともに、市内保育所等へ誘導し、もって質の高い保育士の養成確保を図るというものでございます。

○川上委員

追加資料の14ページに保育士確保緊急対策に関する他自治体施策比較表という資料を出していただいています。この福岡県の記述について、簡潔に説明していただいていますか。

○待機児童対策担当次長

14ページの最上段に福岡県の修学資金貸付金のことについて記述しております。実施

時期は平成29年度で、対象者は県内の保育士養成施設に進学している者、優秀な学生であることを保育士養成施設の長が推薦する者、家庭の状況から真に修学資金の貸し付けを必要とすること、保育士養成施設を卒業後、県内の従事先施設で保育業務に従事しようとする者が貸し付けの対象でございます。貸付額でございますが、月額5万円が限度でございます。貸付期間は2年間で、返済の猶予につきましては、県内において保育業務に従事している間は返還を猶予するというものです。さらに返還の免除につきましては、保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として県内で保育業務に従事し、かつ5年間引き続きこれらの業務に従事したときには、その貸付金の返還を免除するというものでございます。

○川上委員

この予算計上にかかる市の修学資金の貸付制度は、この福岡県の制度と比べるとどういふことが言えますか。

○待機児童担当対策次長

資料の22ページの上段に導入予定の制度の概要というところで、保育士就学資金貸付金のこれは飯塚市の予定している資金の概要を示しております。これにつきましては、違うところにつきましては、まずは、保育士目指す学生に対し修学資金貸付金を行い、県の修学資金と併用することで学生生活を学業面から支援するというところで、保育士をの確保を図ると書いております。交付の対象でございますが、これは保育士養成施設に在学する者で、保育士養成施設を卒業したのち市内の保育所等で、常勤保育士をして、少なくとも5年以上従事する者、これ対象5年以上を対象としておりますが、これ一番右端の返還免除の条件のことについて書いております。貸付金につきましては、金額は月額2万円でございます。貸付金につきましては、期間につきましては、貸付決定通知に定める月から修学満了までの月ということにしております。返還免除は同じでございます。

○川上議員

私が見るところ、福岡県の貸付対象者には余計なところがあるなど。14ページの貸付対象者の2点目、優秀な学生であること、ちょっとおかしいけど、このくだりがいるのかなど。福岡県としてはね。これについては、本市の制度にはないわけでしょう。真に必要とするものについてを対象にするという趣旨だと思うんですね。これは福岡県の制度より市の制度のほうが少しというか、かなり趣旨としては、正確ではないかと思えます。

それで、この制度の目的については、その将来の、保育士確保というふうな説明なんだけれども同時に、本市の若い人たちがふるさとで働き、生きていきたいと。そのために能力を身につけたいというふう考える。そのために勉強しようと思う。それを福岡県が月5万円応援しよう。ちょっと少ないかもしれないけれども、飯塚市が横出ししてね、2万円貸し付けようではないかという。だから、若者応援の、未来を切り開くのを応援する趣旨が、目的が入っていると思うんですよ。だから、子どもの待機児童の緊急打開とともに、この2つの目的がこの制度によってどの程度達成できるのかということ。また逆に、その目的とは逆にデメリットがね、ないのかという事が審査のポイントであろうと私は思うんですよ。そこで、執行部が条例案を提出し、予算を計上するにあたって、今の若い人たちの保育士を希望する人たちが、真にこういう制度を求めているという判断をしたのか、それとも福岡県がするからつきあおうということなのか、そのこのところの判断をどのようにしたのか、お尋ねしたいと思えます。

○待機児童担当対策次長

ご質問の件ですが、まずこの制度を創設するきっかけになりましたのは、まず市内の保育士が不足しているというところでございます。そして、これの取り組みにつきましては、

先行している自治体があるということで、それを研究いたしまして、市のほうもこの制度を取り入れようという判断いたしました。

○川上議員

かみ合っていないでしょう。私の質問に答えてないでしょう。

○待機児童担当対策次長

失礼いたしました。この制度設計する前に、いわゆる若い学生さんのニーズ調査をしたのかということで、ニーズの調査は実施しておりません。現在、調査をしておるところでございます。

○川上議員

ニーズ調査とか、そういうことを問題にしてないんです。執行部がこういう制度をつくり、税金を投入しようという大きなお金じゃないですよ、1300万円くらいだから。その決意をするときに、若い保育士を目指そうという人たちに思いを寄せたかということを知っているわけです。思いを寄せればニーズを聞くでしょう。他のこともするでしょう。2万円でもいいかも考えるでしょう。心を寄せたかというのを知っているわけですよ。

○待機児童担当対策次長

今修学される学生さんのいわゆる学費とかも考えて、このいわゆる修学の支援、勉強されている方々の支援ができるというところで、そういう思いで設定しました。

○川上議員

じゃあ、なぜニーズ調査をしないのかっていう質問になるわけです。

中途半端ということが今の答弁2回の答弁でわかったでしょう。修学資金なんですから。そういう若者応援の資金なんですよ、第一に。心がまだ足りないと思います。一方で、今80人ということになっているけれども、あきらめたという人が57人くらいいて相当いるわけですよ、これ以外に。これは年度末に向けて、増えてきますよね。あなた方の計算、未利用者ということになってきますから、国が待機児童ゼロを投げ捨てて、3年ぐらいは我慢してちょうだいということをお願いしましたから、安倍さんが。大変困ったことだけど。待機児童をゼロにしなければならないというもう一つの決意ですよ。私は、片峯市長が本会議の答弁の中で名前は見ないけど全ケースを目を通したと言われました。これは1つの熱意のあらわれとか、ハートのあらわれだと思いますよ。でも、それだけのこととしておってね、この緊急対策をやろうとしないのは不思議で仕方がない。緊急対策であれば、持論で言えば、公立保育所ですよ。きれいなどころがいいってことを言っていました。きれいにすればいいじゃないですか。それで、質問は、今回の効果、今回の制度、予算投入の効果をどのように考えているのかをお尋ねします。

○待機児童担当対策次長

効果でございますが、この修学資金貸付金の事業展開により、市内保育所等の保育士不足が解消されて、未利用児童の入所が進み、保育の現場に保育士が充足されることで、保護者のニーズに応じた保育の提供が可能になるものと考えております。保育士が充足されることにより、待機児童の入所が進み、それが解消されるというのが効果というふうに考えております。

○委員長

川上委員にお知らせいたします。持ち時間が25分を経過いたしましたので、お知らせいたします。

○川上議員

それで、よそではうまくいってないわけですね。だけど、飯塚でうまくいかせるためにはどうしたよいかということがあろうと思います。

ところで、ハートの不足というのも感じるし、それから、緊急対応という点でも鈍いということもわかります。しかし、デメリットは何かあるかということをお聞きしたいと思います。これをする事によって、若い人たちに迷惑になったり、これをする事によって、待機児童がもっとふえるということがあるかということをお聞きしたい。どう思われますか。

○待機児童担当対策次長

この制度創設でデメリットはあるとは考えておりません。

○川上議員

確かに、返還免除を求めようと思えば、5年間市内の保育所で頑張らなくちゃならないと。頑張らなくちゃなくちゃならないというか、頑張る期間があるんだけど、そこは今の自民党、公明党の政治のもとでは、処遇の改善なかなか大変ですから、現場労働、厳しいですよ。たとえ、体制強化の予算が同時に来たとしてもね。このデメリットは、厳しさというのがあるんだけど、それは政治の力で変えていくしかない。今度の制度によってそれが助長されたり、新たに生まれたりするものではないんじゃないかと私は思うんです。市長、どう思われますか。

○市長

私も志ある学生支援になるとともに、年数は1、2年、下手すると3年かかるかもしれませんが、地域で保育士を志し、地域で働いてくれる若者はふえる機会にはなると思います。ただ、先ほど担当の次長が申しましたように、所管の委員会の中での指摘をいただきました細かな点については、今後しっかりと検討をし、煮詰めていかなければならないとも思っているところでございます。

○川上議員

私は、今度の修学資金制度については、市の決意不足、ハート不足が多々あって、そのために福祉文教委員会でも答弁が乱れたことがあったのは事実だと思います。しかし、それはね、制度のせいではなくって、ハート不足の答弁のせいだと思います。ですから、私はこの修学資金貸付制度については、今回成立させて、その裏付けとなる予算については大事に考えないといけないというふうに思うんです。ほかの議員の皆さんにも、ぜひこの修学資金については、賛成した方も、反対した方も、もう一度考えていただいて、本会議では、この修学資金については可決、成立させて、今学校で、あるいは地域で保育士になって頑張ろうかなと、頑張りたいと思っている人たちを励ましていく。それから、その保護者に対しても、お金がなくて、子どもの夢をかなえがたいというふうに思っている方たちにも、もし、7月1日から申し込みしようってわけでしょう。5万円と2万円とで7万円じゃないですか。その希望を与える、これは執行部、市長の責任でもあり、議会の責任でもあるんじゃないかと思えます。そのことを呼びかけたいと思います。

同時に保育所、待機児童、今の事態は非常に緊迫しています。ですから、この制度は、この制度として今言ったように創設しながら、必要な財源も確保しながらも、やはり緊急策として、入らない人が悪いのではなくて、働きながら子どもを育て、家庭の営んでいくというのはお互い大変だってわかるじゃないですか。今の若い人たちはもっと大変なんです。ですから、ぜひこれは要望ですけれども、急いで公立保育所の適切な形で開設に市長みずから動き出していただきたいと思えます。要望して、この項の質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17 : 30

再開 17 : 41

委員会を再開いたします。

それでは、次に、私立保育所整備事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

12ページの児童措置費、私立保育所整備事業費補助金について、予算計上が4億342万2千円ということになっています。この補助金額はどういう計算でこのようになっておるのか、お尋ねします。

○待機児童対策担当次長

この私立保育所の整備事業費につきましては、国の定めました計算に基づいて、積算しております。

○川上委員

その中身を聞くために、わざわざ時間を割いて質問をしたわけ。

○待機児童対策担当次長

今回の補正の対象は、幸袋こども園の改修工事と横田保育園の増改築事業に対する整備費補助金でございます。これにつきまして、まず、基礎となっているものは、保育所等施設整備費交付金、それと認定こども園施設整備交付金、いずれも国の交付金でございます。まず、幸袋こども園の幼稚園部の改築と保育園部の改築に分かれております。これにつきましては、国の幼稚園部の改築、国の補助金、これが2分の1でございます。そして、市の補助金が4分の1、そして事業者の負担が4分の1となっております。保育園部の改築事業に対する補助金につきましては、これも国が2分の1、市が4分の1、そして事業者負担が4分の1となっております。

○川上委員

私立保育所には、このように国、県から、まあふんだんとは言わないけども、助成が来る。支出金が来るんだけど、公立保育所が同じようなことをした場合はどうなりますか。

○待機児童対策担当次長

公立の場合は補助はございません。100%単費でございます。

○川上委員

不思議ですね、それはどうしてですか。

○待機児童対策担当次長

国の施設整備費補助金は、民間の保育所を対象としております。公立は対象としておりませんので、そういう形になっております。

○川上委員

それは、なぜそういうことになったんですか。いつからどういう理由でそういうことになったんですか。

○待機児童対策担当次長

当初から、この整備事業があります。民間の整備事業がありますが、当初から公立の整備は単費で、補助がなくてやっているということでございます。

○川上委員

そんなことないでしょう。以前は、相当以前だけれど、公立保育所を扱うときには補助金が出ていたでしょう。交付税措置もあったはずですよ。

○待機児童対策担当次長

この現行の公立に補助がなくなったというのは、平成21年からということでございます。

○川上委員

それに対して、全国の自治体からはどういう要求をしていますか。

○待機児童対策担当次長

国に対する要望、要求事項については把握しておりません。

○川上委員

飯塚市は、公立保育所の、ずれていっているよと委員長に言われるかもしれませんが、公立保育所を扱うときに、国、県に応援してくださいという要望を1回でもしたことがありますか。

○待機児童対策担当次長

国、県に対して、要望、支援要望を出したという記録はございません。

○川上委員

国は、平成21年にどうしてそういう変更をしたんですか。何に基づいてそういうことをしたんですか。理由は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:46

再 開 17:47

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

現在把握している分で、平成20年から安心こども基金というものができまして、それから市が使いだしたのが平成21年から、その国の補助を受けて、民間の施設整備ができております。市の、いわゆる公立保育所につきましての補助につきましては、単費で行うということで、国からの補助金の、いつまであったのかという記録は把握はしておりません。

○総合政策課長

今の答弁に付け加えさせていただきます。公立保育所に国の補助金がないかということでございますが、一部条件が見合えば、市の保育所であったとしても、国の補助金が出ます。これについては、川上委員のほう为社会資本整備交付金を資料要求と質疑が出ていますので、それも関連して、ちょっとご説明をさせていただきます。社会資本整備交付金というのは、平成22年に創設された国交省の補助金でございます。これ俗に言う一括交付金と言われるやつでございます。その中で、どういった場合に保育所に補助金というか、社交金の補助金が出るかと言いますと、条件としては、いろいろございます。概要としては、中心拠点誘導地域に、中心拠点誘導施設としてなった場合、それから、例えば、施設の統廃合、Aという保育所とBという保育所があって、それを統合して中心拠点、そういったときに整備するとか、例えば、公民館、中心拠点に公民館があって、それと併設して保育所を整備するとか、そういった条件がございます。そういったものをクリアすれば、公立保育所に対する社交金の補助があるということでございます。条件については、国との協議は今後必要と思っておりますけれども、そういうものはございますということでございます。

○川上委員

なぜ国が、そのように公立保育所つぶしをしてくるのかということをよく研究すればね、子どもたちのために公立保育所をどうしたらよいのかと。そのことが、民間保育所の処遇改善とかにつながっていくんだという、その筋道を見定めて、県や国にもものを言える太い道ができると思うんですよ。そのことを申し上げておきたいと思うんだけど、それで、今回の補助金については、交付時期はいつになりますか。

○待機児童対策担当次長

基本的には、事業完了後、実績報告に基づき交付確定を行います。そのため、交付時期は、交付金額、実績の報告に基づいて、確定後の交付ということでお願いいたします。

○川上委員

当初予定した事業費よりも少なく済んだ場合でも、当初予定どおりの領収書で、市に申請したりするというのは、大丈夫ですか。

○待機児童対策担当次長

入札結果による減額については、それに基づいて、減らした額で交付がされるということになります。

○川上委員

入札結果によらないで、もっと安く工事ができた場合、その概要は、入札金額で申請があり、交付するわけですか。

○待機児童対策担当次長

最終的にかかった金額をもとに交付額が決定されるということになります。書類を確定、金額が下がった実際の額で交付額が決定されるということになります。

○川上委員

そうすると、申請のあった額が、当初市がイメージしていた額、あるいは入札の額、実際に工事にかかった額と来た場合、その額が、申請された額が本当に工事にかかったお金であるかどうかのチェックはどうしますか。

○待機児童対策担当次長

実績報告を出す必要がございますので、そこでチェックをするということになります。

○川上委員

次もやっていいんですかね。

○委員長

この項目はいいんですかね。じゃあ次、引き続き、保育体制強化事業費補助金について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

児童措置費、保育体制強化事業費補助金について、お尋ねをします。事業内容は、大体把握しておりますが、改めて簡潔に事業内容と、それから目的についてお尋ねします。

○待機児童対策担当次長

この事業は、保育現場の人的体制を強化することを目的に、現在保育士が行っている保育にかかる周辺業務を、地域住民や子育て経験者など地域の多様な人材を雇用し、保育士の負担軽減を行うという取り組みです。こういう取り組みを行う私立保育所に対し、1施設1人分、月9万円を上限に補助金を交付するというものでございます。

○委員長

財源は。

○待機児童対策担当次長

この事業の財源は、国が2分の1、県が4分の1、市の負担が4分の1でございます。

○川上委員

そうすると、事業所の負担はどうなります。

○待機児童対策担当次長

ございません。

○川上委員

ですから、給料が9万円で済んだ場合はないということになるんですね。給料の設定は、どのくらいを考えているんですか。

○待機児童対策担当次長

市のほうでは、給料の設定というのは考えておりません。上限1施設ひとりあたり月9万円という設定でございます。

○川上委員

これは、国はどういう発想でこういうことを言い出しているんでしょうね。

○待機児童対策担当次長

これは現場の保育士が、保育業務以外の、いわゆる掃除とかいろいろな片づけというものを、全て保育所における業務をやっております。これに対しまして、保育の資格を持たない方を雇って、そういう業務をやっていただくことによりまして、保育士の負担軽減を図り、働きやすい職場環境をつくる。そして、それをもって保育士の就業、いわゆる継続、離職防止を図るといふ狙いもございます。

○川上委員

この方々の、労働者としての身分はどういう身分を想定されているのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

この雇用の形態につきましては、各施設のほうの判断になるというふうに考えております。

○川上委員

そうすると、正雇用で、この9万円に上乗せをして、事業所として、保育所として雇用することはできるわけですか。

○待機児童対策担当次長

この基準につきましては今おられる方ではなくて、新たに、新規に雇用するということが、1つの条件になっております。今おっしゃる形につきましては、可能だと思います。プラスアルファは、これは9万円を限度ということにしておりますので、プラスアルファは可能であると考えおります。

○川上委員

そして、この方たちは、保育士さんたちが子どもに対応して、大変ですと。この方たちは、子どもとは、どういう関係になるんですかね。子どもを抱っこしたり、ご飯を食べさせたり、ちょっと一緒に遊んだり、砂場で。そういったことはできるんですか。

○待機児童対策担当次長

この制度で想定されている業務でございますが、遊具の片付け、消毒、清掃、給食の配膳とか、寝具の後片付け等でございます。直接保育にかかる分については、この方々は従事いたしません。

○川上委員

しかし現実には、保育士が足りなくて、離れていて、子どもが危険なときに防止したりしないといけない局面が出てくると思うんですよ。必ず出てくると思います。その時期、その方たちは見ておかないといけないんですかね。

○待機児童対策担当次長

保育士の業務というのは、これは保育以外の業務とやっておりますので、これは子どもさんをお世話するというのはできないということになります。

○川上委員

保育の現場で、子どもにかかわらないで仕事ができるのとはね、国のキャリアくらいのものですよ。と思います。何が起こるかかわらないのが、保育所じゃないですか。それを100%ね、どんなことがあっても子どもの命を守らないといけないというのが保育所です。そのときに、子どもも大変だけれど、手を出してよいかどうかかわらないと

というような立場の人が、本人も苦しいんじゃないですか。心臓がどうかしているとか、バシッとしないといけないようなときとか、1分1秒を——、1分じゃないですね。1秒を争うわけですよ。そういう局面があるかもしれないのに、その方は手を出せない。場合によっては、あなたはそこにいたのにということがあるかもしれない。このところを、デメリットとしてどう考えるのかと、根本的なデメリットではないのかなという気はするけど、そのところは検討されましたか。

○市長

今、全くご指摘のことを担当部局と話をいたしました。国の制度のほうは、あくまでも保育業務以外のということになってはいますが、実際にという話を今質問者おっしゃいました。ほぼ同じですから、復唱はいたしません。恐らく保育士がその場にいるのであれば、その条件でその補助ということだったら可能ではないかということで話をして、それを担当のほうで国のほうに確認をし、より細かに制度設計を再確認したところで、この予算が通りましたら、現場におろすときには、その検討結果も踏まえて、対応していきたいというように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○川上委員

さっきの修学資金については、100求められているところ5ぐらいかもしれないけども、マイナス3はなさそうだという趣旨の発言をしました。この場合は、100求められているところ5しかないだけではなくて、非常に異質のものを、危険なものを持ち込む危険があるのではないかというふうに思いますので、そのことを指摘して、この質問を終わります。

○委員長

それでは次に、保育士修学資金貸付金、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

この質疑事項につきましては、常任委員会のほうで確認しておりますので、取り下げいたします。

○委員長

引き続き、市立保育所整備事業費補助金、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

今も川上委員のほうからありましたけれども、予算時に、これは計上はされておられません、前回は打ち合わせの中で聞かせていただきましたが、もう一度今回補正で追加された理由をお願いします。

○待機児童対策担当次長

当初予算で上程を行っておりません理由につきましては、国の保育所等整備交付金につきましては、毎年度4月に決定いたしますので、これに基づいて補正予算にて所要額の上程をさせていただいております。

○奥山委員

それでは、今回2園の施設が予算組んでありますが、この申請はいつになっておりますでしょうか。

○待機児童対策担当次長

まだ予算が成立しておりませんので、申請はまだ行われておりません。

○奥山委員

それぞれ金額が出ておりますが、これはどこから出たものになりますか。

○待機児童対策担当次長

これは施設に基づいた国の基準額でございます。国が定めた基準額でございます。

○奥山委員

まだ出てないということですね。

次に、これはこの中にも、予算の追加の資料の中にも、整備事業の交付の目的というところで、保育士待機児童の解消を図ることを目的とするというふうにあります、今回、どのような形でこの解消が図られるのか、お尋ねします。

○待機児童対策担当次長

今回予定されております整備につきましては、まず幸袋認定こども園につきましては、現在の2つの施設を1つに一本化するということで、定員の増加というのはございません。もう一つ横田保育園につきましては、改装後、定員が10人ふえるという予定となっております。

○奥山委員

今2つの園のお名前が出ましたが、これはまだ申請も何もしてない。ただ名前だけということですか。

○待機児童対策担当次長

年に一度、県を通じて国の要望調査がございます。昨年の時点で、この2つの園が、いわゆる交付金の要望調査で要望を国に上げたということがございます。

○奥山委員

○待機児童対策担当次長

年に一度県を通じて国の要望調査がございます。昨年の時点で、この2つの園が、所謂交付金の要望調査で要望を国に上げたということがございます。

○奥山委員

現時点では要望だけということですね。これから、これが通れば申請するということですか。

ちょっと話が飛んでしまうかもしれませんが、今回こうやって私立保育所の増床、それから2つの点を1つに統合という話が出ましたが、公共施設のあり方については公共施設の削減ということで1705平方メートル、約23%削減すると、片や削減して、片や増床で補助を出すというその整合性がどのようにかわってくるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○待機児童対策担当次長

今、ご指摘の公共施設につきましては、市の直接の施設というところで考えておりますので、この施設につきましては、いずれも私立、民間の施設でございますので、よろしくお願いします。

○奥山委員

ちょっとわかりづらかったですけど、公共施設を削減すると、これは公立の保育所のことなんですが、削減して増床というのがどうも整合性が合わないけれども。

○総合政策課長

公共施設のあり方に関しては、これは今総合管理計画をつくりまして、今実施計画をつくっている最中でございます。その中の基本的な考えとしまして、これは説明会でもありましたけれども、当然必要なところは伸ばしていく。不必要なものを減らしていきましようという考えでございますので、今のところ例えば児童センターとかいうのも計画的にはふえていくような計画となっております。要は、何でもかんでも減らすという発想ではございません。今後、将来、未来にとって必要なものはふやしていきます。ただしトータルとしては約20%ですかね、将来的には削減をしていきますという考え方でございます。

○奥山委員

公立の保育所が23%減るっていうことは、間違いがないんですね。次の質問に行きます。いいですかね。

○委員長

それでは次に、保育体制強化事業費、奥山委員。

○奥山委員

これは予算のところはいいですが、もともと1カ所9万円と、2園は書いてないですけども。9万円になっておりますが、もともとその保育士さんの定員不足があるんじゃないかと。なかなか保育士さんも集まらないという話もありますけれども、適正におられれば、それが必要あるのかなのか、その辺お願いします。

○待機児童対策担当次長

今質問委員のご指摘のいわゆる保育士が不足している。現場が、業務が苦しく過密になっているのはあるかもしれません。ただ、この事業につきましては保育士の、先ほどもご説明させていただきましたが、直接の保育だけでなく、掃除とか寝具の上げ下ろしとか、付帯業務を保育士さんがされていることを保育の資格ない方を雇用して、その方にやっていただくことで、保育士さんの時間が、今までのやっている業務から時間の余裕ができて、子どもさんをそれだけ長く見る余裕ができるとか、そういう保育の体制の強化を図るといふところの考えがっております。

○奥山委員

1名ということでしたが、保育所の規模に応じて、ほかの保育士さんが、負担軽減になるのかどうかというところお尋ねします。

○待機児童対策担当次長

ご指摘のとおり、各1施設当たり1人月額9万円となっております。ですから施設によってはおっしゃるとおり定員の大小がございますが、これにつきましては、今のところ一律の、1施設1人9万円という形となっております。

○奥山委員

最後になりますが、規模が大小あっても一律9万円ということですが、例えば、負担軽減の部分については、保育士が今少ないと、それから定員の保育士がおられても余分なその軽減で、今回この事業をやるということですが、今後、この事業が今年度だけではなくて、未来永劫に、この事業が行われていくのかどうかというのをお尋ねします。

○待機児童対策担当次長

今のところ継続して行われる事業というところで聞いております。

○委員長

それでは次に、保育士確保緊急事業対策費、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

保育士確保緊急対策に関する事業でございます。修学資金というふうな形で提案をされております。先ほど川上委員の質疑の中で何が県と違うのかというお話がございました。そこからもういっぺん確認をしたいんですが、改めてお聞きします。福岡県の制度では、県内の保育士養成施設に進学しているものではありませんが、飯塚市の制度においては、もともと飯塚市に住んでおられる方ではない方であっても構わない。並びに保育士養成施設については県内であったりとか、市内であったりする、そういった制限はないということよろしいですね。

○待機児童対策担当次長

制限がない形になっております。

○江口委員

福岡県の制度、こちらでは5万円の2年間と書いてあるんですが、5万円以内で、上限で120万円というふうな整理だったかと思っています。そうですね。それともう一つなんですが、飯塚市の制度では月額2万円を貸し出す、並びに貸付期間については就学満了する月までということですので、短大であれば2年、4年制大学であれば4年ですので、短大であれば最大で、例えば年度途中からではなくて、年度頭からになった場合は、24カ月掛ける2万円の48万円、対して4年制大学であれば96万円というふうな形と理解してよろしいですね。

○待機児童対策担当次長

お見込みのとおりでございます。

○江口委員

あともう一点、資料のほうの22ページ、導入予定の制度概要の中で、県の修学資金と併用することというふうな記述がございます。この点についてはさきの福祉文教委員会で議論になったところであったかと思っています。そのときに委員のほうから、もともと今あるホームページでは、これは併用ができない形になっていた。だけれども担当課のほうで先方と確認をした。それはよいというお話があったというご報告がありました。それに対して決裁を確認をしたのかという質疑があったかと思います。そのときについては確認が取れていないというふうな話でありましたが、今日までの間に、この分に関しては確認は取れたのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

決裁文書の有無については、確認はできておりません。ただホームページのほうは、ご指摘を受けて連絡後すぐ内容が変わりまして、以前は他の公的な経済支援を受けたらいけないというふうな形が書いてありましたが、それが訂正されまして、修学に係る他の国庫補助事業等を活用した支援を受けてないことという文面に書類は書きかえられております。

○江口委員

あと、この事業に関してニーズ調査がなされていないというのは、先ほどの質疑でも明らかになったところであります。委員会の段階では、どの程度焦げつきが想定されるのかということに関しては、それについては検討していないという返答だったかと思いますが、それについて変更がございますでしょうか。

○待機児童対策担当次長

ご指摘の点につきましては、当初から焦げつきは想定はいたしておりません。

○江口委員

この資料14ページでは、保育士確保緊急対策に関する他自治体施策に関しては、福岡県、福岡市、北九州市、流山市とございます。これは全て修学資金というふうな理解をいたしますが、そのとおりでしょうか。

○待機児童対策担当次長

修学資金でございます。

○江口委員

それでは、他の自治体で県内でも県外でも結構です。保育士を確保するためにどのような政策をなされているのか、存じている点で結構ですので、ご案内ください。

○待機児童対策担当次長

まず、これは保育体制強化事業、これにつきましては、嘉麻市が実施しております。そして、保育士・保育所支援センター事業というのは、北九州市、久留米市がやっております。保育士等の改善、臨時特例事業というのは、行橋市が実施しております。その他の事

業といたしまして、朝倉市が公立保育所の保育士の賃金を増額、これは公立保育所の分を朝倉市が取り組んでおります。北九州市が、予備保育士雇用費補助、保育士就職支援事業、保育士等資格活用研修事業について支援をいたしております。その他、筑後市が保育士等の人材バンク、これは予算は伴っていないということです。予算が伴う分につきまして、就職支援センターの活用として、これも宗像市が実施しております。就職支援説明会は大野城市がやっております。そして、飯塚市も就職支援説明会を実施しております。これについて、公立保育所体制強化としてまして、嘉麻市が取り組んでおります。

○江口委員

資料のほうで、きょうお配りいただいた資料で、国の子育て安心プランの資料をいただいております。その中で、6つの支援パッケージというのが、後ろから2枚目、つけていただいているんですが、ここの部分は、保育の受け皿拡大を支える保育人材確保であるかと思えます。一番下の保育士の業務負担軽減のための支援というのが――。委員長、関連がございますので、次の分と一緒に質疑させていただいてよろしいですか。

○委員長

保育体制強化事業ですね。

○江口委員

よろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○江口委員

保育士の業務負担軽減のための支援、ここに書いてある保育補助者を育成し、業務負担を軽減するというのが、この体制強化事業というふうな形であるかと思うんですが。それ以外にもやはり、処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築である。また、保育補助者から保育士になるための雇い上げ支援の拡充というものがございます。今回、この6つの支援パッケージの中で、飯塚市がやるのはこの受け皿拡大を支える保育人材確保の一番下の業務軽減のための支援として、1点をやる部分ですよ。あともう1点は、キャリアアップの仕組みの構築というふうな理解なのかどうなのかがちょっと見えないわけですが、この支援パッケージの中で言うと、今回の修学資金というのは、どこに位置づけられるということなんでしょうか。

○待機児童対策担当次長

この本市の修学資金制度は、これは単費でございます。国のこの支援策とは別途のものになります。

○江口委員

国とは別途の制度というのもね、それはありだと思えますよ。ただし、それがきちんとデザインされた制度で、しっかりと効果が見込める制度であるべきだと思っております。100の部分で5であっても、それを進めるべきだという先ほどの議論がありましたけれど、100のお金を使って5しか成果をうまないものに対してやるというのが正しいかという、私はそうは思いません。そしたら、100のお金で100以上の成果が生まれるための制度をやるべきだと思っております。そういった意味で、いろんな自治体がさまざまな制度で、今現場におられる方々を支援をしています。先日報道であったのが、福岡で就職説明会があったと。保育園の、保育士のための就職説明会があったと。福岡で、報道であったのは、家賃1万円を5年間を補助するんだということです。5年でしたっけ、4年でしたっけ。4年だったかな。4年とすると、1万円、12万掛けるの4ですから、48万円ですね。これは、もう既にきちんと保育士として働いていただく方に対する支援

です。これは確実に、現場の負担は軽減になります。新しくプラスになりますから。ただ、この部分でしたら、今おられる方と、これから入ってこられる方で、やっぱり格差が生じます。そうではなくて、今おられる方全体に対して支援をする自治体も結構ございます。もともと東京都、2万円を出していたんだけど、それプラスで2万円を出すんだというのが、今ちょうど都議選もあっていますが、東京都の姿勢です。東京都の区部においては、最高家賃が月額8万円を出すというところもあるんです。そういったところと、ある意味、保育士の取り合いになるんです。そうすると、2年間の2万円の48万円、ないし4年間の96万円というところで、新しくなられる方を確保しようということが本当に十分効果があるものかどうかという、疑問に思わざるを得ません。例えばですよ、そうやって借りられた方が目の前に、あっ8万円、月額8万円の家賃補助プラス、ベースとしてプラス4万円の月額の支援が目の前に来ると、その48万円、96万円というのは、あっという間に吹っ飛ぶと思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○待機児童対策担当次長

質問委員ご指摘ありがとうございます。本市におきましては、最初おっしゃいました、この処遇改善、6つのパッケージのうち1つのこの処遇改善につきまして、国と一緒に乗っかって、今の現場の保育士さんの処遇改善を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○江口委員

今のお話は、国の処遇改善に乗っかってと言いました。処遇改善にプラスしてやっつけられるということですか。委員会では、そうではなくて、現場におられる方々の処遇改善については、国の制度に任せるんだと。確かにその点については、問題があるのはわかっている。けれども、高齢者の介護問題とかを、そういった部分があるので、それとのバランスを考えたら、ここだけやるわけにいかない。だから、現場に対する支援を、国の部分に任せるんだというお話でした。違いますかね。

○待機児童対策担当次長

国の処遇改善行われます。それと一緒に、いわゆる運営費の中には、市の負担もあります。国の処遇改善と一緒に、この運営費の中には国の国費だけではなくて、市の負担もありますので、その意味で一緒にやっていくということでは言っています。

○江口委員

ただ、その処遇改善が、国のベース、ベテラン保育士で4万円、通常の方々に6千円、並びにある一定程度の範囲でたしか5千円、その3パターンであったかと思います。それほどどこも一緒なわけでしょう。ですよ。片一方でプラスアルファをしてるところがあるとすると、そこと間違いなく差は出るわけですよ。それは、近隣の嘉麻であっても、飯塚と違う形があります。福岡まで行けばもっと違うわけですよ。福岡の保育士の平均給与と、飯塚の保育士の平均給与、私立を比べても40万円程度差があるというのは、以前、厚生委員会に出された資料で明らかです。全産業平均を考えると、月額で10万円違うと。でしょ。だからこそ、それをどうやって縮めようかという話をしているのに、その部分をせずに、入ってくる方々だけというのは、非常に制度としてどうなのかと思っています。

私立保育協会から本年1月17日に要望書が出ています。この要望書、主に6点の要望が出ておりますが、その点についてご案内ください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 18:26

再 開 18:30

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

今年の1月17日付けで飯塚市私立保育協会から出た、飯塚保育事業に関する要望書でございます。6つのポイントで要望がっております。

まず1点、保育士不足の解消。本市内の保育園は、現在十分に保育士が確保できない状況にあります。施設整備等により、施設の面積的な余裕があっても、待機児童を受け入れられない事態に陥っております。このことは、保育士の不規則な勤務時間など、労働条件の悪さと多事業に比較し、低賃金であることに起因するものと考えますが、国の基準どおりの運営費予算の中で園独自に処遇改善を行うことは困難です。保育士の労働環境の改善をすることで、児童の保育環境の安定につながります。民間保育所運営費補助として、1施設当たり保育士1名分相当の助成をお願いします。

2番目として、今度は待機児童対策についてでございます。本市における待機児童問題は、単に保育施設を増設すれば、解決する問題ではありません。まして本市の人口動向によると子どもの出生率は年々減少していく傾向にあります。保育士の確保、認定こども園での3歳未満児保育の実施等を踏まえ、需要と供給を見極め、適正な定員、適正な配置をすることを強く望みます。

○江口委員

今は、2点だけ御案内がありました。1点目が保育所不足の解消という点、2点目では待機児童対策についてという点のご案内がありました。あと2番目として、子育て家庭の経済的負担の軽減、これは幼稚園と保育園では、多子世帯、その取り扱いが違ふんだと。それを保育園も幼稚園と同様にさせていただきたい。これは利用者に対しての経済的負担の軽減の点からです。それと保育認定区分について、並びに私立保育園の設備整備費の確保、公立保育所民営化後の土地賃借料について、以上4点を含め、6点の要望がっております。

これは私立保育協会、あくまでも保育園、認可保育園を運営している私立の方々からの、経営側からの要望ではありますが、ここに書いてある1点目、保育士不足の解消、ここで書いてあるのは、面積に余裕があっても待機児童を受け入れられないと、これは保育士の不規則な勤務時間など労働条件の悪さと他事業に比較して低賃金であることに起因すると書いてあるわけです。

もう1点具体的な要望としてあるのは、民間保育所運営費補助として1施設当たりを保育士1名分相当の助成をお願いしますと書いてあるんです。ここで書いてあるのは、労働環境の改善のためにひとり分いただきたいと、そうすると、ここで今回業務負担軽減のために保育補助者をつける事業が提案されています。だけれども、この部分に関しては、園側、私立の方々の希望というのは、2つに分かれます。そういった補助の方でもいいですよというところもあれば、いやそうではない、きちんと子どもは保育の質を確保するために、それは保育補助ではなく、保育士を欲しい、雇いたい。2つに分かれるんです。そういったこともまたあわせて、低賃金のところは、何とかしていただきたいというのは、以前からも要望がいただいているところなんです。そういったこの要望書が、今回の補正予算の編成に際して、先方さん、私立の園側、まず経営側とどのような協議の中で、この2つの支援策が決定されたのか、ご案内ください。

○待機児童対策担当次長

この2つの支援策は、まず修学資金貸付金につきましては、保育士不足という現状を踏まえて、先ほど申しました先行市、他市の取り組みもあるということをご参考にいたしまして、設定したものでございます。これの設定につきましては、この飯塚私立保育協会と協議の上で行ったということではございません。保育体制強化の事業につきましては、これ

につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の事業ということで、実施するものでございます。これにつきましても、いわゆる私立保育協会と協議の上、導入を決定したというわけではございません。市独自の判断で設定を行いました。

○江口委員

厚生委員会で再三、再四お話をさせていただいたのは、やはり先方さんときちんと話をした上でやらないと、思っていることがずれてたら、いい制度はできないよということなんです。当然のことながら、経営側もそうでし、働く側もそうだよねと。また、あわせてニーズがある。あずける側との協議も必要なんではないかとお話をさせていただきました。今お話の中で、経営側との協議も全くなされていないということがわかりました。それについては非常に、残念に思います。

修学資金については、先ほどご案内があったように、私ども福祉文教教員会では、委員会として否決をさせていただいたところであります。もう1点、体制強化の部分なんです。体制強化の部分、今、国、県の補助等があるというお話がございました。この補助に関しては、保育士を雇った場合には、これはだめなのかどうか。その点はどうですか。

○待機児童対策担当次長

この対象者は、保育の資格を有しないものであるということが定められておりますので、保育士ではないということで考えていただきたいと思います。

○江口委員

残念ながら、制度として補助が出るのは有資格者はだめなんです。例えば、これを資格をとりたい方に限定することとかはできますか。

○待機児童対策担当次長

この保育体制強化の雇用の対象者は、保育資格を有しないという、地域の多様な人材を雇うということで設定されております。それ以上のものでもございません。保育士の資格がある方に限定されるのは、保育士の資格を有しない方ということでございます。

○江口委員

先ほどお話をしました、この6つの支援パッケージ、この業務負担軽減のための支援の2つ上に、保育補助者から保育士になるための雇い上げ支援の拡充というのがございます。さまざまな方々を雇うのも1つかもしれませんが、保育士になるのは、何も養成施設に行っただけではありません。保育士は国家試験がありますからね。それに関しては、今年2回になったのか、そうやってチャンスはあるわけです。例えばこれで、保育補助者だけれど、保育士になりたいという希望のある方のみを、ここの9万円で雇って、ないし、ここにまた別口の雇い上げ支援と書いている部分があるのであれば、そこで支援をしながら、現場で働いていただいて、それから保育士になっていただくということもあり得るかなと思うんですが、そういうことはお考えにはなられませんか。

○待機児童対策担当次長

この制度設計は、国の制度設計に基づいてやっております。何度も繰り返しの答弁になりますが、保育資格を有しない方を新たに雇うというのが対象でございます。将来的に保育士を目指している方につきましては、これは施設のほうに雇いますので、限定する、限定しないというのは、そういう話にはならないかと思いますが、まずはっきり言えることは、保育の資格を有しない方を新たに雇って保育の周辺業務をするというような目的でございます。

○江口委員

なぜこのことを言うかということ、やっぱり、雇う保育園側にしても、ないし、一緒に働く保育士の方々にしてみても、質の低下を恐れるわけですよ。なので、そうではない

ようにまだ持ってないにしてみても、その志がある方のほうがいいのではないかなと思うわけですが、例えば、これが想定されてるのは補助なので、給食の出し入れとか、テーブルをどうやってするとか、そういった力仕事はテレビで紹介されていた多くは、年配の方が、男性の方がこういった形に入って行くというのは1つであるかもしれませんが、片一方では仕事を探す女性の方々もおられます。男性の方々もおられます。そういった方々が保育士になりたいと言ったときに、養成施設だけではなくて、ここの部分を使ってやっていいのではないかと考えています。ぜひ、ここの部分に関しては、一歩前進だと思いますので、保育体制強化事業に対しては必要だと思いますが、ただ、実際にどうやるかに関しては工夫をやっていただきたいということをお願いをして、質問終わります。

○委員長

川上委員にお知らせいたします。残り時間が10分を切っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、椋本児童館整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

委員長、この際、取り下げますが、ほかのもずっと言っときますかね。言わなくていいですか。

○委員長

その都度で。

○川上委員

あとで委員長にまとめて言いましょうか。とりあえず、この椋本については取り下げます。

○委員長

次に、同じく椋本児童館整備事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

椋本児童館の駐車場整備については、こちらのほうは舗装してるという部分がありました。一般質問、代表質問の中で同種の部分がありました。それについては、ほかのところについてもきちんと整備していきたいというお話がございますので、その確認だけをさせていただきたいと思いますが、きちんと検討していただけるということでよろしいですか。

○教育総務課長

一般質問の中でも答弁をいたしておりましたが、駐車場の整備と児童館の中で、いろいろと施設整備において要望とか、そういったのが上がってきております。そのことについては承知しております。それで、すぐに対応できることは、すぐにやっておりますし、その中で年次的にどうしてもやっぱり考えていかななくてはならぬでございますので、その辺はそういったことで対応していきたいと思っております。

○委員長

それでは、お諮りいたします。議案46号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明6月27日、午前10時から委員会を開き審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これもちまして、平成29年度一般会計補正予算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でございました。